

令和3年3月三種町議会定例会会議録

令和3年3月11日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	荒川浩幸	
福祉課長補佐	清水真	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	工藤一嗣	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘支所長	工藤伸也	山本支所長	後藤芳英	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長	後藤誠	農業委員会事務局長	佐藤慶一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和3年3月11日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前9時31分 開会）

議長（金子芳継）

出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番、後藤栄美子議員。8番。

8番（後藤栄美子）

おはようございます。

私のほうから上程しております三種町立学校編成計画について質問いたします。

1月28日の全員協議会で学校再編計画についての説明がありました。その後、町民に2月15日、17日、19日と町内3地域で説明会が開かれました。

三種町の今年度の児童数は、小・中学生合わせて834人。そのうち小学生は527人、中学生307人。10年前の平成22年度には、小・中学生合わせて1,292人でありました。小学生811人、中学生481人なので、約35%の減少率でした。

今後6年後の令和8年度には、小学生363人、中学生が255人、合わせて618人となり、平成22年から16年間で児童生徒数が半減するという試算でありました。

数字を見ると学校再編は先送りできない問題です。中学校建設予定地に異を唱える者として、町の将来を託す子供たちにはできるだけだけの環境を整えてやらねばと思います。

そこで、小中学校の学校再編について、次のとおり質問します。

（1）3地域の説明会ではどのように説明し、どのような反応があり、今後はどのように対応していくか。

（2）新中学校の建設候補地は、山本中学校以外になかったのか。

（3）山本中学校への通学方法と周辺道路の整備などは。

以上です。

議長（金子芳継）

8番、後藤栄美子議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（鎌田義人）

8番、後藤栄美子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の説明会での内容と対応についてお答えいたします。

当日の説明会におきましては、次のような説明を行っております。

まず、初めに、学校再編の基本的な考え方として、児童生徒の教育環境の充実を最優先とし、教育の機会均等、教育水準の向上を考えていることを説明し、小学校においては集団行動による学習の多様化が難しくなっていること、中学校の部活動では自校のみでチームを編成できず、他校と合同チームを組んでいるなど、現状や弊害などを説明しております。

具体的な再編計画の内容説明では、小学校については、山本地域で下岩川小学校を令和4年度に森岳小学校へ編入し、令和8年度に金岡小学校を統合して地域で1校とし、山本中学校校舎の利用を計画していること、八竜地域については、令和8年度に浜口小学校と湖北小学校を統合して1校とし、八竜中学校校舎の利用を計画していること、また、中学校校舎を利用することについては、通学距離の平準化や周辺にある公民館や運動施設の利用が可能なことなどを説明しております。

中学校については、3校を再編して町内1校とし、令和7年度の開校を目指し、山本中学校のグラウンドに新校舎を令和6年度までに建設する計画としていることを説明しております。

再編の年度や校舎の設置場所については、児童生徒や保護者にとって、交通手段、通学面での安全や負担、学習環境、生活環境の変化による不安が生じないように十分配慮すること、また、町の財政事情を考慮して、原則、町有地として既存校舎・用地の活用を考えていること、財源については今のところ令和7年度まで延長された有効な財源である合併特例債の活用を考えていることを説明しております。

説明会における参加者からの主なご意見は、建設場所に関すること、通学距離や方法について、中学校校舎の小学校への再利用について、空き校舎の再利用について、子育て施設と児童クラブの連携についてなどの様々なご意見をいただいております。

今後は、新年度において、学校PTA総会での説明や学校再編準備委員会等を組織し、学校建設基本構想（案）を策定する予定としております。議員の皆様に対しましても、随時、説明の機会を設けさせていただきます。ご理解のほどお願い申し上げます。

2点目の新中学校の建設候補地についてでございますが、建設候補地としては、教育委員会定例会及び総合教育会議で現在の3中学校の敷地の利活用を第一条件として検討を行い、選定に当たっては、通学距離に著しい偏りが生じないように琴丘、八竜の間に位置する山本地域が適正であり、町有地であり敷地面積においても十分余裕がある山本中学校グラウンドを建設候補地として計画した次第であります。

3点目の山本中学校への通学方法と周辺道路の整備についてでございますが、現段階での通学方法は、徒歩、自転車、スクールバスの運行を考えており、また、必要に応じて通学費補助金の支給やふれあいバスの利用、タクシー会社との連携なども検討してまいりたいと考えております。

周辺道路の整備につきましては、関係機関と連携し、必要な整備を検討してまいりたいと考えております。

少子化が進む中、次代を担う子供たちの社会性や協調性を育成できる教育環境を整備することが最優先と考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

8番、後藤栄美子議員の再質問を許します。8番。

8番（後藤栄美子）

私、ちょうど八竜の説明会的时候、体具合が悪くて寝ていまして、そのとき行けなかったので、琴丘の説明会的时候は行ってきました。そして、八竜の説明会的时候、物すごく会場、いろいろな意見が出て紛糾したと聞いております。どうしてかと私も琴丘の説明会を聞いていますと、もう最初から山本中学校グラウンド跡地が決まっているような、そういう説明でありました。私もそう感じました。

そして、昨日の加藤議員の説明にも次長が「決まっている」と言いましたよね、昨日。お願いします。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

「計画している」というふうにお答えしたと思っております。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

私は「決まっている」と聞きました。

私たちは、この総合教育会議が1月27日にあり、そのとき町長が山本中学校のグラウンド跡地に中学校を建設すると、そのとき決まったと聞きましたけれども、それはそこが予定地だと言ったと聞きましたけれども、それはそのとおりですね。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

1月27日に総合教育会議の前に教育委員会の定例会がございました。こちらの答弁のほうにも書いてありますけれども、教育委員会定例会でその計画を決定し、それを総合教育会議でご承認をいただいたということでございます。

議長（金子芳継）

8番。

8番 (後藤栄美子)

そして、28日に我々議員の全員協議会があって、そのとき初めて我々議員は資料を見て、山本中学校グラウンド跡地が新中学校を建設する予定地だと我々はそのとき初めて知りました。それこそ我々議員は、町民のそれこそ代表でありますので、こういう大事なことをただこの全員協議会で説明しただけで決定されるのは、非常に不服に思いますけれども、町長、いかがですか。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今回の説明に至る経緯として、まず学校を再編するという方向、それから再編していくに当たって具体的な案を教育委員会のほうで少し出したほうがいいんでないかということで、計画として教育委員会で策定していただき、それを総合教育会議で承認したという形であります。

議長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

では、今その予定地は計画なんですね。決定ではないんですね。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (田川政幸)

計画としては決定をしておりますが、ただ、計画ですので、今後いろいろな事情があると思います。そのときには皆さんからいろいろなご意見があって、今、我々が考えている計画というか、これ以上のあれがあるようであれば、当然検討していかなければいけないと。それは考えております。

ただ、教育委員会も含めて、今、最善の案であることは申し上げておきたいなと思っております。

議長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

町長の施政方針の中に、「今後の三種町立学校再編計画に基づく計画を作成し、学識経験者、学校地域の代表者による準備委員会等を組織し、検討を進めてまいります。そして、学校計画の推進に当たっては、議員の皆様に対しても随時、説明の機会を設けさせていただきます」と町長はこう述べております。

これは、私はこれからこの予定地について話し合いをすると思っていましたけれども、昨日の加藤議員の説明に答えた次長の話を聞きますと、もう決定したように私は受け止めました。いかがですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

先ほど町長のお話の中にありました「計画については決定している」ということですので、ご理解をお願いします。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

計画については決定した。それでは、今後この予定地についてはまた我々議員に対して理解を求めると言っていますから、そういう会議を設けるといふことですね。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今示した計画のほう町としては最善の案だと思っております。これを、皆さんが納得できるような最善の案があるようであれば、それは当然検討していかなければいけないと。そのようには考えております。

議 長 (金子芳継)

8番。

8番 (後藤栄美子)

まず説明会のことは、ではこれくらいで。でも、もう少し聞きたいです。すみません。

それこそ3町の中心を見て、山本中学校のグラウンドが適地だということ今説明を受けましたけれども、琴丘のほうから来ると、国道から来るともう中に入ってこなければならぬし、八竜地域のあの説明会のとき、私、先生方からちょっと、出た先生からいろいろ聞きましたけれども、やはり中心とすれば、それこそ議員の皆さんも言っていたように、じゅんさいの館のあるあそこら辺が国道から見れば中心みたいな感じに感じますけれども、それこそ財政難ということでそれはまずできないということなんですね。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

じゅんさいの館が中心というふうなお話もございましたけれども、やはり国道は交通量も多いことですのでございますし、通学路としての安全確保的な部分でいけば大変難しいものがあるのではないかとということも一つ一因となっておりますけれども、それから説明会の中でまず有利な合併特例債等の活用を考えたほうがよいのではないかとということも話されております。

その中で、じゅんさいの館付近の田んぼ等を用地買収するに当たっては、また取得とか農振の除外とか、それから地質調査とか、そういうふうなことで今後また年数がかかっていくということも予想されておりましたので、まず検討会の中で町有地を利用した形での建設がよいのではというご意見がございましたので、そういうふうな方向で進めているところです。

議 長 (金子芳継)

8 番。

8 番 (後藤栄美子)

それでも私は、琴丘のあの説明会のとときですけれども、聞いていますともう山本中学校グラウンド跡地が決定的な、ありきで説明を聞いておりました。だから、琴丘の町民の方が言うに、山本中学校ありきで一方的な話合いの会だと思うということで、それでそのとき次長、怒られましたよね。「あなた、町長ですか」と、「誰が決めたんですか」と言われましたよね。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

琴丘の説明会では、「おまえが決めたのか」、「おめえが町長か」というふうなお話はされたところでございます。

議 長 (金子芳継)

8 番。

8 番 (後藤栄美子)

だから、やっぱり町民への説明会なので、決定ありきでなくて、もう少し説明を何といたしますか、納得するような説明会であれば、八竜では紛糾したと聞いていますので、そのような説明であったのでみんな納得していないと思います。

面積的に山本が7万何平方メートルだかありますし、八竜が4万8,000、琴丘が3万4,000となっておりますけれども、山本の面積を見れば、平らなところでなくて、林がらみの7万幾らの平方メートルなんですね。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

林がらみというか、校舎の敷地面積がまずあります。そのほかに山中の場合、グラウンドがございませう。グラウンドは当時300メートルトラックと、当時は野球のグラウンドとソフトボールのグラウンドがございました。そして、その山中の校舎の上のほうに柔道と剣道場を兼ねた共励館という施設がございませう。その隣にプール、それからテニスコート、相撲場、そしてその奥に野球の専用球場がございませうので、それらの面積が7万平米というふうにご認識しております。

議 長 (金子芳継)

8 番。

8 番 (後藤栄美子)

では、林のところは町の何といいますか、用地ではないんですか。どこまで、野球場のあそこら辺までが町というか、中学校の敷地になるんですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

林までちょっと町有地かというのは、今現在ここでお答えできるところでございませぬけれども、学校の調査カードの中で建物の敷地面積が2万3, 839平米、そして運動場の面積が5万1, 051平米というふうな形で、最終的に7万4, 890平米というのが校地の面積となっているということです。

議 長 (金子芳継)

8 番。

8 番 (後藤栄美子)

八竜地区の説明会のことですが、説明会ではどこどこの地域とか、そういう話は出ませんでしたか。候補地です。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

八竜地域におきましては、国道沿いがよいというお話のご意見はいただいております。あと、山本中学校の敷地が中心なのかというふうなご意見もいただいております。

議 長 (金子芳継)

8 番。

8 番 (後藤栄美子)

琴丘の説明会では、それこそこの少子化で中学校1校は、それはやむを得ないと。やはり琴丘地区の方だからか知りませぬけれども、三種町総合運動公園のあるあそこ、体育館もあるし、野球場もあるし、テニスコートもあるし、あそこら辺がどうかという話は出ていました。そのことについて答えてあったんだけど、ちょっと忘れちゃったけれども、そのことについてです。

議 長 (金子芳継)

教育次長。次長、あなただけ答弁しないで、町長から答弁してもらおうか。大丈夫。教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

琴丘のスカルパの運動公園周辺に中学校を建てたらどうかということで、そしてテニスコートとか野球場とか体育館を学校の施設で利用したらどうか

というお話がございました。その中で、公共の施設を中学校と一緒に使っている市町村もございますけれども、まず琴丘の総合体育館とかスカルパ野球場ですと、いろいろな大会等で利用される、それから町の合宿誘致推進事業の拠点施設でもありますので、学校施設と公共施設の共有というのはなかなか難しいものがあるということをご説明しております。

議 長 （ 金子芳継 ）

8 番。

8 番 （ 後藤栄美子 ）

それは聞きました。いろいろな人が利用しているためにということですが、それはそれこそ町長の決断で、それはもし中学校があそこに行ったらとすれば、町長の決断でそれは、年がら年中、毎日その公共施設を使っているものでもないのです、それは町長の一言とか決定でどうにかなると思いますけれども。

私個人としては、琴丘の説明会にも行って聞いてきましたけれども、山本中学校のグラウンドに八竜地区から通学するよりも、琴丘の運動公園のあるあそこまで、距離的には長いけれども、通勤の時間としてはいいと思うんです。まず私は琴丘地区に、あその総合体育館のところに建てたらなと思っております。

まず1番の問題はこれで終わります。

どことも候補地を検討しないで財政難とか、いろいろな面でもう山本中学校のグラウンド跡地とまず決定になるわけですがけれども、こういうことは、我々議員は町民の代表ですのでやはり私たち議員に話し合いを設ける場所を設けてほしかったと思います。町長、いかがですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

この件については、確かにアンケート、それから在り方検討委員会、教育委員会と、一応手順は踏んでいるつもりではありますが、議員の皆様はその場所としての説明をする機会がなかったことは、それは手落ちがあったのかもしれない。

ただ、教育委員会として手順を踏んでやった部分については、ぜひご理解をいただければありがたいなと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

8 番。

8 番 （ 後藤栄美子 ）

統合には反対はしていません。もうしなければならぬと思っております。でも、このグラウンド、新しい中学校を建てるためには、やはり我々議員にも相談というか、会議をもっともっと設けてほしかったと思います。

それこそ先ほども言いましたけれども、琴丘の説明会のとき、ほかの地域

でやるには遅過ぎると、そう説明しておりましたね。建設用地を、これからほかの地域を買収してやるにはもう遅過ぎると。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、用地を取得するに当たって、いろいろな農業委員会等の経緯や、それから地質調査等々を踏まえると、またそこで1年、2年の月日が必要になるかと思えます。そうなりますと、先ほどもお話ししておりますけれども、まずできれば合併特例債を使えるような年度で建設をしていきたいということも頭にありましたので、まず遅過ぎるというわけではなくて、その辺が使えなくなる可能性があるという認識でございます。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

令和7年度で合併特例債も終わりますので、令和6年までにはもう建設しなくてはならないことなんですよ。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えします。

まずは令和7年度までの完成ということでございますので、できれば中学校の校舎を建設した後に、小学校が入る、ここでいう仮称では、旧山本中学校と旧八竜中学校にまず小学校が入るという計画を立てておりますので、できれば令和7年度でその部分の改修についても検討したいということで計画をしているところでございます。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

それは納得します。

すると、2番と3番と、こう行き来するんですけれども、もし山本中学校グラウンド跡地を新中学校の予定地にしたならば、通学方法は先ほどスクールバス等とも言いましたよね。スクールバスでもし通学するとすれば、琴丘も八竜も出ますよね。大体何台ぐらいになると思いますか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

そこら辺、通学時間につきまして、まずおおむね三、四十分程度で学校まで行けるような計画を組むことになろうかと思えますので、まずスクールバ

スを運行する基準の中に通学距離が6キロというところがございます。その中でまずは検討していかなければならないわけですが、まず前例である八峰中学校等は1台のバスで巡回しながら運んだ場合に1時間以上かかったということで、巡回するのではなくて1本で真っすぐ来るような時間帯で設定することで通学時間を短縮できるということもありましたので、まず基本的には浜口方面からの2台とか、それから湖北方面が2台とか、そこら辺については今後その生徒数と、それからその現状での地域での生徒数を踏まえながら配車計画を組んでいかなければならないと思いますので、現状で何台というのは今のところちょっとまだ把握していないところでございます。これから計画ということでございます。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

今現在はスクールバス、山本地域は何台、2台ですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

山本中学校は、下岩川地区が1台、それから金岡地区が1台の2台でございます。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

すると、琴丘も2台になるか1台になるか、それは、もし山本中学校グラウンドになったとした話です。なった場合、もうバスが何台になる、もう五、六台にもなると思います。分かりませんが、そうした場合、山本中学校のあそこのところ、バスが何台も行ったり来たりとかできますか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

まだ計画の段階での発言となりますけれども、山中の上のほう、共励館のほう、あの野球場の手前のところ、大分広いスペースがございますので、あそこに駐車スペースができるものと、まずは可能かと思っております。

議長（金子芳継）

8番。

8番（後藤栄美子）

あそこ、すごい傾斜ですよ。上ってくところ、この前見てきましたけれども、旋回するところもなければならぬし、やはりそこに決めるということは、それまでも考えなければならぬと思います。それこそ親御さん方も、

子供の保護者の方々も送迎すると思います。それこそ令和6年ですか、中学校が小学校になるの。中学校を今、今度、森岳小学校になるのは令和6年、（「8年」の声あり）令和8年ですか。そうした場合、もう物すごい車の量だと思えます。

そして、あそこにはそれこそ通学、通勤する人方も歩くだろうし、渋滞したりなんかすると、もしの仮定ですけれども、渋滞すると思います。そういうのを考えてはおりませんでしたか。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

今後その辺のところは、配車とか、そういうふうなものは詰めていかなければならないと思えますけれども、駐車場の建設等も含めた計画は今後詰めていかなければならないと思っております。

現状、山本中学校、今、一方通行にしながら校舎の前を通過して下に下りてくる、そういうスクールバスの、そういうある程度安全な一方通行で校舎内を通行する、そういうふうなルートもつくっておりますので、そういうふうなものも含めて検討していかなければならないと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

8番。

8番 （ 後藤栄美子 ）

いろいろな面で私思うに、あそこはやっぱり交通の便は余りいいと思えません。それこそ琴丘の運動公園のところの体育館のところはもう広いし、バスも駐車場もいっぱいありますし、私は琴丘の総合体育館があるところのあそこを薦めます。それこそ町民の皆さんの話をよく聞いて。—————

最後になりますけれども、誰からもこの場所なら納得のいく場所であるという、—————子供たちは宝であります。子供たちが伸び伸びと楽しい学校生活を送ることができるように、しっかりとした計画を実行、策定していただき、町民からもこの場所ならという納得する場所を私は選んでほしいと思えます。

最後です。町長、この中にちょっとこの、ちょっとだけ説明。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

後藤議員おっしゃるとおりだと思います。今の案も含めて、納得できるような説明も必要だと思いますし、もしこれに代わる本当に有効な案があれば、ぜひご教示いただければ大変ありがたいなど、このように思っております。ぜひよろしく願いをいたします。（「どうかよろしく願います。」

終わります」の声あり)

議長 (金子芳継)

8番、後藤栄美子議員の一般質問を終わります。

次に、10番、大澤和雄議員の発言を許します。10番、大澤和雄議員。

10番 (大澤和雄)

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスへの対応についてであります。

新型コロナウイルスのワクチン接種事業について、町では4月より高齢者を対象に進める予定となっておりますけれども、一部の報道ではワクチンの必要量を十分確保できるかは見通せず、接種日程は流動的であると言われております。このことから、ワクチン接種を進めるとともにPCR検査の拡充など、感染対策を同時に進めていくことが必要であると考えております。

三種町内でも年末年始にかけて感染者が確認されました。こうした状況の中、周囲に感染者が出ており、無症状であっても心配で検査を希望したいという方の声も聞かれました。

全国的には、自治体独自の検査費用の補助の取組が広まっております。県内では、昨年11月に小坂町で新型コロナウイルス感染症に関わる高齢者などへの検査助成事業を実施することといたしました。町に住民登録をしている65歳以上の方または65歳未満の基礎疾患を有する方で無症状の希望者に対して、2万8,600円の検査費用のうち町が2万5,300円を助成するというものであります。町民の安心・安全と感染拡大防止を図ることを目的としたものであります。

本町でもこうした助成制度を実施すべきと考えておりますけれども、対応について伺いたいと思います。

さらに、全国的に高齢者施設等での定期的なPCR等の検査を実施し、拡大を未然に抑えるための社会的検査が広がっております。こうした対応についてはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

また、ワクチン接種を4月から高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、そのほか、7,507人と報告がありましたけれども、こうした順に接種する予定となっております。ワクチン接種は個人の自由意志で行われるものであり、国からのワクチン供給の状況にもよるとは思いますけれども、ワクチン接種を希望する町民の方の接種を終えるのはいつ頃を予定しているのか、そうしたことについて伺いたいと思います。

次に、地域防災計画の見直しについてであります。

当初予算で地域防災計画見直し業務の説明で防災計画の修正追加とありますけれども、どのように修正、追加するのか伺いたいと思います。

令和3年1月7日から8日までの暴風雪により、町内では7日午後7時19分より9日午後4時まで1,711戸が高圧線断線により停電したとの報告でありました。停電した住民の方からは、厳冬期での夜から日中にかけて

の停電で暖房器具が使えず、寒くて大変な思いをしたとのことでありました。また、節水に協力してくださいとの町からの呼びかけに大変困惑しておりました。

1月7日の停電により、鵜川・浜田両浄水場関連施設が全て停止、一部自家発電装置により運転はしたものの、断水寸前まで低下したとの報告でありました。また、下水道施設も中継ポンプが停止、バキュームカーによる運搬排出作業を実施したとのことでありました。

地域住民はそれぞれ常日頃、災害に対する対策、備えを心がけておくことはもちろんでありますけれども、厳冬期の突然の停電で被害に遭った住民は大変な思いをしたようであります。

町として、こうした状況下に何か対応策というようなことは考えられないか、対応について伺いたいと思います。

また、町の水道施設、下水道施設等については、停電に備えるため、さらなる自家発電装置の増強が必要ではないかと考えておりますけれども、これらの対応について伺いたいと思います。

また、一般災害対策編にある電気施設予防点検に「災害発生のおそれのある場合は、その直前に実施する」とあり、近年の進んだ気象予報・予測に基づいた巡回点検、重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所早期発見及び早期対策を講ずることが必要であると考えます。これらに関係機関と一体となって対応していくべきと考えるところでありますけれども、これらの対応について伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

議長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、10番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。
初めに、新型コロナウイルスへの対応についてお答えいたします。

PCR検査など、新型コロナウイルス感染症病原体検査については、発熱やせきなど、症状のある方や濃厚接触者の方などが保健所や医療機関で自己負担なしに行う行政検査と、仕事で県外などへ行く場合や社会経済活動を行うために無症状でも検査費用を自己負担して検査する自費検査がございます。なお、検査結果は検査時点での感染状況に関するものであり、感染早期のためウイルスが検知されない場合や、その後の感染の可能性もございます。

安価な民間PCR検査もあるようですが、厚生労働省は検査精度が不透明であり、医師の判断や保険診療の基準を満たさない場合が多く、注意が必要であると警鐘を鳴らしております。

ご質問の検査助成への対応につきましては、県内の医療機関において自費検査を行っている医療機関等は少数であり、対応できる検査件数も限られて

いることや、能代市山本郡内の医療機関において自費検査に対応している医療機関がないことから、助成制度については実施困難であると考えております。

次に、高齢者施設等での検査についてでございますが、全国的に医療機関、高齢者施設などでクラスターが発生していることから、国から、感染者が多数発生している地域の県及び保健所を独自に設置している市などへ積極的な検査の実施が要請されております。

感染拡大地域の医療機関や高齢者施設での無症状者への一斉検査は、県が実施する行政検査でございますので、県が検査体制を構築するべきものと考えております。

次に、ワクチン接種についてお答えいたします。

現在、ワクチン接種については、診療に係る医療従事者への接種が始まろうとしておりますが、国においてワクチンの確保、配分が不透明であることなどから、接種時期に遅れが生じているところでございます。

今後、ファイザー社製以外のワクチンが承認されれば、ワクチンの流通量が増すことにより町民の方が接種を終える時期が早まるものと考えておりますが、現状では接種開始時期について見通しが立っていない状況でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

見直し内容につきましては、秋田県の地域防災計画の改正に伴い、本町に関係する部分を追加、修正し、現在の三種町地域防災計画策定後に創設、改正された法令及び制度を反映させるものであります。

これは、災害対策基本法や水防法、土砂災害防止法など、改正があった法令を基に必要部分を追加、修正するものです。水防法、土砂災害防止法につきましては、義務化された要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等への支援を強化してまいります。

また、災害検証として、全国的に多発している自然災害の教訓を踏まえ、既存の各種ハザードマップを活用し、災害の危険性、安全性を考慮した避難所、避難場所の再検討を行い、開設時の主体的な運営、良好な生活環境確保、コロナ禍の中での分散避難方法や備蓄品の整備等を強化してまいります。

さらに、国の方針、秋田県地域防災計画、関連計画や各種行動マニュアル等との整合性を図り、地域防災会議において町民の皆様や関係団体からの意見をいただきながら、男女双方の視点や高齢者、障害者などにも配慮し、災害時に利用しやすい地域防災計画を策定したいと考えております。

次に、1月7日から8日までの暴風雪による停電についてですが、当日は、東北電力とは緊密な連絡を取り合い、迅速な復旧を願っておりましたが、最大瞬間風速33.1メートルの強風だったことにより、二次災害のおそれもあったことで作業に遅れが生じたようであります。東北電力からは、厳冬の中、長時間にわたる停電により、ご不便、ご迷惑をおかけしたとのお

わびとともに、配電線の巡視、点検を強化し、暴風雪影響等による設備被害箇所の早期発見・改修に向け取り組んでいくとの報告を受けております。

町としても、気象庁からの予報により暴風雪による被害が想定されたため、交通障害、水道管の凍結、倒木による電線断裂等について防災無線で注意喚起し、停電により暖を取れない方のため八竜改善センターを避難所として開設いたしております。

今後の対応策といたしましては、避難所の開設を迅速に準備することや、町内公共施設等の電気施設、防災無線などを予防点検し、災害時の電力増強に取り組んでまいります。

また、町民一人一人が自ら行う防災活動や地域防災力向上のための自主防災組織、地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民全体の取組を関係機関と連携を図りながら災害対応に備えるための支援、強化をしてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、上下水道施設における自家発電装置の増強についてでございますが、現在、各配水池における貯水量は1日以上供給量を確保しておりますし、下水道施設におきましても1日以上流入があっても耐えられるようになっております。

水道施設につきましては、自家発電装置の設置を検討したことがございますが、鶴川浄水場に設置した場合、簡易施設の設置でも約4,000万円の経費を要するため見送った経緯がございます。また、下水道施設につきましては、全町で96か所のマンホールポンプがありますので、こちらも自家発電装置の設置は現実的に不可能かと思われまます。

なお、緊急時の施設対応といたしましては、発電機をリースすることにより対応することとしております。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

議場内換気のため、10時40分まで休憩します。

午前10時28分 休 憩

午前10時40分 再 開

議 長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番 (大澤和雄)

まず最初に、新型コロナウイルスへの対応についてでありますけれども、独自のこの自費検査、これはちょっと困難だということだったんですけど

も、何か町長、この検査結果も何か今、信頼性にちょっと問題があるようなことを言っていたんですけれども、そういうことなんですか。ちょっとそういうふうに今聞いたんですけれども、そういうことではないんですか。

議長（金子芳継）

マイクに近づいてください。

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 答えいたします。

町長答弁にありました安価なPCR検査、いわゆるちまたのほうでちょっとよく話題になる何千円とかでPCR検査を受けられるというようなものについて、厚生労働省では検査について医師の判断が伴っていなかったり、検査の中身が、通常の行政検査であれば検査結果を何回か精査するところですが、1回で検査結果を出して、それで検査結果を通知するような形になっているというようなことから、安価なPCR検査については注意が必要であるということで警鐘を鳴らしているというようなどころでございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。つまり私が今、いわゆる自費検査をやっているのは壇上でも話しましたがけれども、大体2万8,000円ぐらいかかるようなので、このPCR検査とは違いたいわゆる簡易な、何か今、薬局でも簡単に2,000円ぐらい出せば簡易に検査できるという、そういう簡易キットもあるようなので、それがこの信頼性がないということということなんでしょうか。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 答えします。

今、議員おっしゃるとおりでございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

それで、町長もこの辺ではまずそういう、やっている医療機関がほとんどないということもおっしゃっております。私も知っている限り、鹿角の病院と、あと潟上市の医院、この2つの医院しか、現在私も確認していないんですけれども、では能代山本は当然ないということ、その医院の数もこれ以上、今のところ、現在、秋田県内では増えていないということなんでしょうか。その辺、ちょっと確認したいんですけれども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

能代山本地域の医療機関では、そのように自費検査を行っている医療機関がないというように伺っております。あと、県内で自費検査に対応している医療機関、先ほど議員がおっしゃったとおり、小玉医院が厚労省のホームページに掲載になっておりますし、また、県の保健事業団が自費検査を行っているというように事業団のホームページに掲載しております。

ただ、やはり検査件数が10件と少数でございますので、その辺は町としては依頼することはなかなか困難かというふうに考えてございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

いずれ、ただ、できればやっぱりこういうことを広めていただきたいんです。というのは、まず実際にこの自費検査をしているところは、旅行やビジネス、海外渡航のために陰性証明書が必要な方、あるいは会社に出社する際に陰性証明書が必要な方、そして無症状ではあるけれども、周囲に感染者や濃厚接触者が出て心配で検査を希望される方をこの対象にしておられるんです。

三種町内でも年末年始にかけて感染者が出て、本当に町民の方はどういう経路でそういうふうに感染したのか、発症したのか、全然分からないわけです。ですから、非常に、できれば自分も安心、全く他人のほかの人と交流するとか、外出しないということは、日常生活、それは無理なことなので、自分自身、安心のためにも検査したいという方がかなり私はおられると思うんです。ですから、そういうことに対応できればなとすごく思ったわけなので、非常にそれが難しいとは言うんですけれども、やはり特にこの証明書が出せるというふうなことが、本来であれば一番いいのではないかなと思っているわけなんです。

それができないということは非常にちょっと残念には思うんですけれども、三種町でいわゆる宿泊助成を今やるということなんですけれども、そうすると県内あるいは県外から宿泊してくださる方、大いにこれは歓迎すべきことなんですけれども、県外からの宿泊者が来た場合に、本来であればこうしたことは国が本当はやるべきことだと思うんですよね。いわゆる責任を持ってPCR検査を受けて証明書を出すと。それによって安心して旅行等に行けるし、受ける側も安心して宿泊していただくと。そういう制度を国が本来やるべきなんですけれども、そういうことに今現在、国もなっていないわけですよ。ですから、今、町もこの宿泊助成をするということで、非常に私は心配な面もあると思うんです。

ただ、今、例えばこの町内で宿泊する方にそうした証明書をフロントに出してくださいと。そういう制度にはなっていないので、それはちょっと無理

なんですね、そこまでやるというのは。これは実際には不可能なんですけれども、そうした宿泊助成とともに、なおさらこの感染対策、県内の方のみならず県外からいらっしゃる方々に対する特別な宿泊助成に伴ってこの感染対策というものを行っていただかなければならないわけなんですけれども、その辺のところはどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

健康推進課長。

健康推進 （ 佐々木恭一 ）

課長 お答えいたします。

大澤議員が言われるとおり、県外などからの宿泊者に対して、いわゆる宿泊事業所が陰性証明書を求めるという制度には現在のところ、なっておりませんので、実際、町内のといいますか、宿泊施設においては発熱がある方の宿泊などは遠慮していただいているというふうに町のほうとしては考えてございます。

議 長 （ 金子芳継 ）

10番。

10番 （ 大澤和雄 ）

いずれそうした、受け入れる事業所そのものが一番何よりも気を遣っていらっしゃることはと思いますので、今後ともそうしたこの対応というものをきちんとやりながら、宿泊助成というものもやっていただきたいというふうに思います。

高齢者施設等についてのPCR検査、医療機関あるいは福祉施設、これは県が対応するであろうということなんですけれども、これがどこまでの範囲で、例えば三種町内にも当然そういった施設があるわけなんですけれども、県はどこまでこの対応をする気にいるのか、三種町内にあるところもやるのか、あるいは秋田市のいわゆる感染したところを重点的にやるということなのか、県が補助事業として町でもそうした検査を実施してほしいということなのか、その辺がちょっと見えないんですけれども、その辺の対応についてどういうふうな形で対応を県のほうは考えておられるのか、ちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 （ 金子芳継 ）

健康推進課長。

健康推進 （ 佐々木恭一 ）

課長 お答えいたします。

つい先般、厚労省のほうから県に対してウイルスの検査体制の整備計画を作成するよう求めるということが検討されるというふうな報道がございました。いずれ、宣言解除後、感染拡大が第4波にならないように検査体制を各都道府県が取るようにというような方針のようでございます。

いずれ、その辺に関しましては今後、県が検査体制の計画を立てることになることと思われまますので、その辺に関しては今後、県の対応等を注視して

いきたいと思っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

次に、まずこのワクチン接種、4月から、壇上でも申し上げましたけれども、高齢者、基礎疾患を中心に順次接種していくということで、町長の答弁ではちょっと遅れぎみだと、そういうことのようなんですけれども、全体にこの順序でいつ頃までというめどは立てているのかどうか、その辺、答弁をちょっと聞き逃したんですけれども、どういうふうな、どのくらいかかる予定でいるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 答えいたします。

町長答弁にございましたように、ワクチンの接種の開始時期が大分、国でワクチンの確保が遅れたことにより接種の開始時期が遅れてございます。いずれ今後、高齢者への接種、そして一般向けへの接種というふうに順次いくわけでございますけれども、国からの今回のワクチンに対する臨時接種については、令和4年2月28日までというふうに期限が設けられてございます。いずれ、令和2年2月末までは臨時ワクチンの接種体制を崩さないように町としても持っていますので、それまではこの接種体制については維持していきたいというふうに考えておりますし、町長答弁にございましたように、今後ワクチンが、他社のワクチンが承認されれば、いわゆる個別接種が進んでいくものと思われますので、そうすれば接種に関しても終える時期は早まるものと考えてございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

今、ワクチン接種を開始しているんですけれども、いわゆるこの副作用の率が世界的に日本のほうが何か高いということを報道で出されているんですけれども、私は高齢者の方から順次にということなんですけれども、いわゆる中にはアレルギー体質でこの副作用が心配でワクチン接種をちゅうちょする方もおられると思うんです。そうした場合に、一定の期間を過ぎたら、例えば高齢者から順次にということ、ずっと後に高齢者の方がこれを接種したいと。そうしたときに、いや、あなたは高齢者の接種期間は過ぎましたのでもう駄目ですよということになるのか、ちょっとその辺が心配なんですけれども、そういうことがあるのかないのか、いつでも予約制で受け付けてくれるのかどうか、その辺がちょっと心配な方もおられると思うんですけれども。

も、その辺の対応はどういうふうになされるのか伺いたいですけれども。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

順次、高齢者から一般へというふうに時期は移りますが、先ほど申しあげましたとおり、令和4年2月28日までは臨時接種の指示期間となっておりますので、それまでは高齢者の集団接種など、時期を逃しても、その後接種は可能と考えております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。安心しました。私もちょっとアレルギー体質でちょっと考えてしまうところもありましたけれども。

いずれ、今の答弁の中でもありましたけれども、今は3体育館で接種ということで計画を立てておられるんですけれども、一部報道では将来的にどうか、いわゆるかかりつけ医でも接種できる体制を取っていくということもちょっと報道で聞いたことがあるんですけれども、そういうことも可能になってくるといふようなことも考えられるのかどうか。本来であれば、かかりつけ医にでも行って接種できれば、受ける方は非常に平日頃行っているかかりつけ医ですから、安心して接種できるのではないかなと思うので、そうしたことも国のほうで検討されているのかどうか、その辺、ちょっと伺いたいですけれども。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

報道にもありましたとおり、能代市山本郡医師会においては、集団接種と個別接種の併用を予定してございます。なので、例えば町内の医療機関がいわゆるサテライト型、要は接種できる医療機関として国に登録した場合は、そこで個別接種ができるものになりますので、特に基礎疾患をお持ちの高齢者の方はかかりつけ医を抱えておると思いますので、その医療機関が登録することによって個別接種できるものになります。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。今後ともコロナウイルス対応、町民の安心・安全な生活のために、引き続きこの接種とともにコロナウイルスに対する対応について、当局でも大変でしょうけれども頑張っていたきたいと思います。このことについてはこれで終わります。

次に、2番目の地域防災計画についてなんですけれども、1月7日の暴風の被害、空き家が7件という報告だったので、やはり空き家対策とともにそれも兼ねながらこの防災計画というのをやっていかなければ大変だなとつくづく思っております。それで、補助率が今回かさ上げされたということは非常にいい対応ではあったなと私は思っております。

ただ、行政報告の中で、いわゆる鹿渡地区の本町及び浜口地区の使用量の増加や凍結による漏水などにより、給水量に不足が生じ、節水をお願いしたと。現在も十分な給水量を確保できない状況で、引き続き節水協力をお願いしたいというふうにあるんですけれども、これ、平常時でも節水を、もちろんそうなんですけれども、それがもし災害に遭われたらますます給水が困難になるという状況なのかなと。非常にそうすると十分な給水量を確保する手だてがやっぱり必要なのではないかとちょっと思ったわけなんですけれども、その辺の状況はどのようになっているのか、ちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

今回の給水の不足につきましては、家々で凍結して、漏水して、空き家等で漏水した場合は発見が遅れまして、なかなか修理までいかないということで、長期にかかって修繕をしているという状況でございます。

ふだんでございますと、十分給水できる体制に持っていけますので、それはご心配ないということでございます。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

分かりました。そういう状況であるのであればなんですけれども、常日頃、節水しなければならないちょっと大変な状況なのかなと思いたしたので、分かりました。

次に、この発電装置、何か4,000万円もかかるということでとても不可能だということだったんですけれども、この自家発電装置の町内の建設業者等との連携というか、あるいは町外のリース業者との一時的な借り上げというか、そういう提携みたいなものを結ぶということも一つの手だと思うんですけれども、そういったことは考えておられないのかどうか、その辺を伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 お答えいたします。

浄水場等に係る発電機の場合は、リースの場合、ちょっと小さ過ぎまし

て、専用の自家発電装置じゃないとやはり回すことができないということになります。

下水道の中継ポンプにつきましては、消費電力も小さいので、それはリースの自家発電といいますか、発電機で賄うことができますので、長期の停電の場合はそういう対応になるかと思えます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。いずれそういう適切な対応をしていただきたいというふうに思います。

それで、この地域防災計画、大幅に改正されたことに伴って今回、追加補正をするということなんですけれども、私の持っているこの資料でも見ますと、いわゆる生活必需物資の供給に関する資料、主食及び副食品調達一覧表を見ますと、地域が疲弊してきているというか、なくなっている商店とかがかなりここに盛られているわけですよ。だから、大幅な見直しが必要だし、それによってどの程度本当に供給できるのか、調達できるのか、これはきちんと見直す必要があると私は思っているんですけれども、その辺の対応はどのようになっているのか伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）

お答えいたします。

備蓄品につきましては、議員ご指摘のとおり、なくなっているものもかなりありますので、今回の予算にはまず40万円を計上しておりますけれども、そういう期限切れ、なくなったものに関しては随時補給して、あと県との連携を図りながら今回の防災計画に記載していきたいと思っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

これを見ると本当に、私自身もこう見ると、以前はここにも商店があった、ここにもあったというのがもう激減している状況で、本当にこの地域でどれだけの供給が可能なのか、本当に大変見ていると心配になるぐらいの状況なので、ぜひともそういうことを見直しながらどういう体制が必要なのか、頑張ってくださいと思います。

今回、私、金岡地域の方から、幸いこの金岡地域は停電にはならなかったんですけれども、一瞬ちょっと消えたぐらいで停電にならなくてよかったんですけれども、ただ、金岡地域の方から冬の停電というのが一番怖いと。なぜなら水道が来ていないので、皆、自家水道で、停電になってこのポンプが凍ったらもうアウトだと。だから本当に停電にならなくてよかったと。それが一番心配だったということをおっしゃっているんです。ですから、そう

いったことに対してどういう対応といっても非常に、ではそれぞれに自家発電の発電機を買えと言うのも、これも結構高価なものですし、例えば車から、シガーライターからインバーターで取っても、動力を伴ったものは実際回せないわけですよ。ですから、非常に町民の方、金岡地域の方は冬の停電で非常に困って、それが一番困るということを痛切に言われたんですけれども。

町は結局、そうした場合、給水体制を取るという、それしかないと思うんですけれども、いずれそうしたこの対応というものも必要なのかなと思うんですけれども、その辺の対応というか、非常に難しい対応なんですけれども、ただ、非常に金岡地域の方は自家水道ですので、とにかくポンプが凍ったら大変だということで、いずれいろいろな形で停電にならないような方法を取っていただきたいということなんですよね。

いわゆるここに、防災地域の計画の中にありますけれども、「定期的に電気施設の巡回、点検を実施する」とありますので、冬期間は特にそうした点検等を特別に実施していただきたいというふうに思うんです。これは町の防災計画にもあるんですけれども、実際はこの電気設備は東北電力ということになると思うんですけれども、その辺は町と連携して冬期間のとにかく停電については、とにかく金岡地区の水道の普及されていない地域、そういう地域については特に停電、そうした電気設備に対する点検というか、そういうものをきちんと強化してほしいと思うんですけれども、その辺の対応をちょっと伺いたいんですけれども。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えします。

まず今回の停電に関しては、かなりの強風、瞬間最大風速33.1メートルということで、東北電力のほうからも、先ほど町長が申しましたようになかなか現場に行けなかったということで、後ほど東北電力から報告を受けましたけれども、いずれ今後こういうことがないように、東北電力とは町と協定を結んでおりますので、その際にいろいろな対策案を考えていきたいということをおっしゃっておりますので、今後、議員ご指摘のような自家発電装置をすぐに供給できる体制を構築していきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

最後に確認したいんですが、いわゆるそうした電気施設予防点検ということで、ここに「定期的に電気施設の巡回、点検を実施、災害発生のおそれのある場合はその直前に実施する」と。こういうふうにかかれていまして。ぜひともこうしたことをきちんとやっていただきたいというふうに思います。

ただ、私も発電機はあるんですけども、八竜の方から、もう昨日の晩から寒くて大変だと。そういうことを言われたんですけども、ただ、後になって、私も発電機を貸そうかなと思ったんですけども、後で二ツ井の方に大変痛ましい事故があったことを思いまして、貸さなくてよかったと言っ
ては悪いんですけども、やはり発電機というのは結構音がするので、住民の迷惑になるからやっぱりどうしても室内に入れてしまうのかなと。そういうこともあって、いずれ安易に貸すということもちょっと慎重にならざるを得ないようなところもあるんだなとつくづく思いましたので、そうした各家庭で非常用の自家発電機を購入した場合でも、そうした事故のないようにそうした啓蒙というか、きちんとした取扱いというものを、十分町のほうからでもそういうことをきちんと知らせていただければなと思っておりますので、そうした対応もお願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 答えいたします。

それに関しましては、今回の地域防災計画を作成する際にまず業者を指名するわけですけども、その業者には管理技術者ほか、操作技術者、その2名の方が資格を持っておりますので、その方々からいろいろとアドバイスをいただきながら検討してまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

わかりました。いずれ町のほうでは防災無線も今度は山本地区も整備していくということで、順次そうしたことに努めておられますので、今後とも住民の安心・安全なまちづくりのために頑張ってくださいと思います。

終わります。

議 長 (金子芳継)

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、9番、成田光一議員の発言を許します。9番、成田光一議員。

9番 (成田光一)

それでは、私のほうから、さきに通告してあります2点について質問させていただきます。

1点目ですが、町立学校再編整備計画についてであります。

このことにつきましては、1月28日の議会全員協議会の場で当局より説明がありました。これより先に地元の新聞でその内容を知ることともなっております。町民の誰もがその新聞を見て初めて知った内容、事柄が含まれていましたので、驚いているのが事実であります。私もそうでした。

そこで、質問であります。

1つ目、この計画について、2月15日から3地区に分けて延べ3日間、

住民説明会が開かれております。住民から様々な意見が出たと思うわけですが、集約して説明を求めます。

2つ目、再編に当たり、新中学校建設予定地を山本中学校グラウンドにするとの説明がありました。いつ頃からこの場所を予定地として検討に入っていたのでしょうか。また、そのほかに予定地としての第2案はあったのでしょうか。伺います。

3つ目、今回説明のあった内容について、今後の最終的な決定までの進め方として、議会に対しての対応をどのようにやっていく予定なのでしょうか。説明を求めます。

大きく2つ目の質問です。鶉川・浜口両保育園の合併と幼保一体化についてであります。

これまでもこの内容については何度か質問をしております。両保育園の合併について、現在どの程度まで準備が進んでいるのでしょうか。説明願います。

また、幼保一体化の議論はどのように進んでいるのでしょうか。説明を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

9番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（鎌田義人）

9番、成田光一議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の町立学校再編整備計画についての1点目の住民説明会での意見についてでございますが、建設場所に関する事、それから通学距離や方法について、それから中学校校舎の小学校への再利用について、それから空き校舎の再利用について、それから子育て支援施設と児童クラブの連携についてなどの様々なご意見をいただいております。

2点目の再編に当たる新中学校建設予定地の検討についてでございますが、11月2日に小・中学校の在り方検討懇談会から提出された意見書では、具体的な建設場所等については明記されておりましたが、11月13日に開催された第11回教育委員会定例会及び第1回総合教育会議の中で、現在の3中学校の敷地の利活用を第一条件とし検討を行い、1月27日の教育委員会定例会で決定し、総合教育会議で山本中学校グラウンドへの建設計画について承認をいただいたものであります。

3点目の今後の学校再編整備計画の議会に対しての対応についてでございますが、新年度において各中学校のPTA総会での説明や学校再編準備委員会等を組織し、学校建設基本構想（案）を策定する予定としており、議員の皆様に対しましても随時、説明の機会を設けさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

私からは以上であります。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、私のほうから、鶉川・浜口保育園の合併と幼保一体化についてのご質問にお答えいたします。

初めに、社会福祉法人たつの子会が経営する鶉川・浜口両保育園の統合についてであります。昨年8月25日開催の議会全員協議会におきまして、統合保育園建設事業への財政支援等についてご説明申し上げましたが、この件につきましては議員の皆様からのご意見等を踏まえ、再度法人側と協議した上で提案の機会を設けることとしておりました。このため、現在、福祉課において法人側に事業計画や要望等の再確認を行っているところであります。

町といたしましては、施設の深刻な老朽化や今後さらなる園児数の減少が見込まれる中で、両保育園の統合は必要であると同時に、住んでいる地域や公立・民営の違いによって保育サービスに格差が生じないように、町が応分の支援を行いながら保育環境の整備を図っていく必要があると思っております。

今後、事業計画の詳細や町の支援の方向性についてまとめ次第、改めてご協議させていただき、議員の皆様のご理解を得た上で進めさせていただきたいと考えております。

次に、幼保一体化の議論はどのように進んでいるかのご質問についてあります。旧八竜町時代から、既存の幼稚園及び保育園を認定こども園に統合整備することも視野に入れながら、関係者が協議を重ねたものの、結果として合意に至らなかった経緯などがございます。

昨年12月議会定例会の一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、八竜地域への幼保一体化施設の整備は、理想ではありますが、今後の園児数の減少や建設コスト等を考えますと、実現はかなり難しいものと考えております。

なお、八竜幼稚園につきましては、現在、同一敷地内で運営されている八竜保育園と連携しながら、幼児教育・保育を一体的に実施する体制が取られておりますが、たつの子会同様に施設の老朽化の問題に直面しており、幼稚園側の今後の運営方針や要望等を確認しながら町としての対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

9番、成田光一議員の再質問を許します。9番。

9番 (成田光一)

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、私も先般の住民説明会には出席させてもらっております。会場を

よく知っている者の一人なんですけれども、この新中学校、新しく予定地としたところ、これを、名前を出すまでのそのプロセスですね。順番というんですか、それが非常にやっぱり問題であったのではないかなというふうに私自身も感じております。住民の方からもそういうふうに連絡をもらったり、話になったりしております、やっぱりこの辺をちょっと急ぎ過ぎたのかなというふうに私的には感じておりますが、今説明にあったとおり、11月2日、選考していただいて検討懇談会、これが最後に11月2日に開かれております、もちろんそのときは今の説明のとおり、山本中学校のグラウンドの話はまずなかったということなんです、突然1月28日の地元の新聞で山本中学校グラウンドと、ばんと名前が出ました。もちろん私もびっくりしました。いつ、どこでこういう話が進んだのかと思うぐらい、ちょっとやっぱりびっくりしたのは事実であります。住民の方もみんな、そういうふうに言っております。

そこで、1つ問題だと思ったんですが、以前も議員から議会に説明する前に新聞に内容が載るようなことは避けてほしいということがありました。そういう注意をするような答弁をいただいたんですけれども、今回もそれは起こっております。まずこのことについてどう思っていますでしょうか。ちょっと考え方を聞きます。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに報道関係者のほうでは、やはり事実をなるべくタイムリーに伝えようということ、報道の自由の中で多分記事を書かれていることと思います。確かにその会議の前、後ろで議員の皆様は報告が遅れるという部分はあるんだらうなと思いますけれども、これに関してはやはり報道の自由をある程度尊重するのもありというか、仕方がないことかと私は思っております。

なるべく、極秘の会議であれば当然そういう記事は出ないんですが、やはり公開でやっている会議であれば、それもマスコミのほうの判断で記事になるものと考えております。

議 長 (金子芳継)

9番。

9 番 (成田光一)

理解はするつもりではありますけれども、我々としてもやっぱり町民の代表でここに立ってまして、住民から電話をもらったりしても内容を知らないで、新聞を読んだ方が先に内容が分かる。たまたま自分で新聞を読まなかったりすると、分からないままここに来るということもあります。日にちの問題ではありませんし、時間差の問題でもありませんけれども、やっぱりそういったこともあるがために前回もそういう指摘が出されているものと私は理

解しております。なるべく議会軽視と言われないようにするためにも、今後十分に注意してほしい部分だなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。では、ここはまず終わります。

いよいよ本題なんですけれども、この11月2日の検討懇談会でまず住民の方々から参加してもらって、これまでずっと町立学校の在り方を検討していただいております。まずそういった状況で流れながら、今、教育長からも説明があったとおり、最終的に決まったのが、年が明けて令和3年1月27日ですね。この日の教育委員会定例会、その後に開かれた第2回総合教育会議、ここで初めて予定地というのが具体的に名前が出されているわけなんですけれども、この間にやっぱりもっと丁寧な、検討委員会に対して、イコール住民だというふうに私は理解しているんですけれども、そういった人に対してのもっと丁寧な説明が、具体的に名前が出る前にやっぱりもう1回説明があってもよかったのかなと。あるべきだったと思っています。検討委員会のメンバーの方もそこをやっぱり怒っています。はっきり言って。私もそう思います。もっともだなと思います。余りにもここでいきなり名前が出てきたものですから、八竜地区の場合は紛糾したわけなんですけれども、その辺、どう考えていますか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤誠）

お答えいたします。

こちらの答弁のほうにも書かせていただきましたけれども、小・中学校の在り方検討懇談会のほうでは、候補地まで意見が分かれたということで決めることができませんでした。その後に、11月13日に教育委員会定例会を開催しまして、その中でこの計画について住民の皆様に説明していくことになるとすれば、ある程度というか、候補地を明記しないで説明するということはできないと思うので、候補地を明記したほうが良いという委員の皆さんからのご意見をいただきながら、13日に候補地の計画等を審議しながら、最終的に1月27日の教育委員会で決定したという経緯になっております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

そもそもこの山本中グラウンド、山中グラウンドのいいとか悪いとかじゃないですよ。今指摘しているのはプロセスの話をしていきますので、誤解しないでほしいんですが。そもそも山中グラウンドの具体的な名前が出たのはいつなんですか。突然決まるわけじゃないですよ。やっぱり現場を見ながら教育委員会の中で相談しながら、この教育会議のほうまで持っていくためには当然それなりの現地的なものも見ながら、説明しながらやってきていると思うんですけれども、やっぱり山中が良いでしょうというふうになったのはいつ頃なんですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

三種町の小・中学校在り方検討懇談会の第2回目の資料の中に、各中学校からの距離ということで、町内の中学校からの距離の中で、そうすれば全町の、山本中学校から町内を見渡した場合、それから八竜中学校から町内を見渡した場合、琴丘中学校から町内を見渡した場合の中学校の距離という資料を懇談会の資料の中に提示しまして、一応、参考資料という形でこのときにまず1回提示をしてございます。提示はいたしましたけれども、懇談会の中では決定までは見られなかったということでございます。

その中で、11月13日を境にしましてこの資料を基に協議を重ねながら、最終的な計画の決定に至ったということでございます。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

そうすれば、やっぱり日にちがあるわけですので、やっぱりその間に検討懇談会のメンバーの方は分からないまま時を過ごしているわけなんですよ。イコール住民ですよ。そういう住民の知らないまま、その時を過ごす。やっぱり示すべきチャンスはあったと思います。これ、いきなりやっぱり新聞にどんと出ることが正しいとは私は思わないんですけども、その辺、やっぱり新聞に出る前に住民の代表である検討懇談会の方々にももう一度説明する機会があったほうがよかったんじゃないですか。どうですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

11月2日に三種町の小・中学校在り方検討懇談会のほうから意見書が提出されたということで、まず検討懇談会の皆さんからのご意見をいただいたわけでございます。この中にもちょっと意見書の中に記載がございますけれども、この検討懇談会の中ではいろいろ結論を導くのは大変であったということを書いてございます。さらに三種町の将来を担う子供たちの教育環境を第一に考え、学校の再編を進めてほしいということ、あと最後に行政で具体的な計画を示してほしいという、こういうふうな文言を加えながら意見書が提出されておりましたので、そこら辺でまずやったわけですけども、今、成田議員がおっしゃるとおり、もう少しそういうふうな場面が設定できればよかったということは現状では反省しなければならないと思っております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

そういうことなんですよ、実際。これはやっぱり大事なことでしたので、やっぱり説明会で紛糾するのは当然だったと思います。やっぱりそういった意見をもっとこれからも大事にしていかないと、また同じことを繰り返すと思います。まずそういうことです。ここでやっぱり、反省だけではどうしようもないんですけれども、もう一度今後こういったことでやり取りする機会があった場合は、やっぱり住民がどう思っているのか、もう1回ちゃんと考えてほしいと思います。余りにも急ぎ過ぎた。答えがいきなり新聞に出た。新聞社を悪く言っているつもりはありません。結果的にそうなっていますので、いきなり誰も知らないところで朝開いて名前が出てくるということはやっぱり避けるべきだったというふうに思います。そこら辺が、プロセスが今回は明らかに違っていたのかなと思いますので、どうかひとつよろしくをお願いします。

では、この部分での次のことになりますが、先ほども後藤議員からも指摘がありましたけれども、八竜地区の場合でも次長が同じような答弁をしまして、決定事項なのかということに対して、これは決定事項であるというような答えを出しておりました。間違いありませんよ、それね。ずっと参加して説明会を聞いているうちに、だんだんその内容がもう予定された場所に、山中グラウンドにもう建てるんだという内容で話が進んでいたものですから、参加者はだんだん疑心暗鬼になってきて、「じゃあ、そこにもう決まったことなんですか」と、「これ、決定事項なんですか」という質問が出たんですね。分かりますよね。それに対しての答弁が「決定事項だ」という答えで終わったんですけれども、先ほどの琴丘の場合と同じ場面だと思います。それでもうあと会場から帰った人が結構いるんですよ。既定事実なんだなということでもう帰ったんだと思います。後ろで見ていましたから、半分ぐらいはその場面でもう帰りました。やっぱりそうやってもう誤解して帰った町民もおりますので、やっぱりそこら辺はもう1回ちゃんと住民に、町民に説明できる場があるべきかなと思います。どうですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

住民説明会でまずいろいろなご意見が出されたわけでございますけれども、特にPTAの皆さんからちょっと発言できる時間がなかったというふうなお話もございまして、先ほどの答弁にも書かせていただきましたけれども、まずPTAの皆さんにも再度説明を申し上げる機会を設けさせていただければと考えております。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

PTAだけですか。PTAの方だけですか。住民説明会はこの後やる予定

はないということですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

まずこちらのほうでももう1回検討しながら、再度必要であればその機会を設けることも検討させていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

ぜひ、まだ住民は納得しておりませんので、必要だなと思います。このままでは住民から理解が得られないまま計画が進むのではないかなというふうに思われます。そういうふうに思っている住民の方が、説明会に来て途中から帰った人はそう思っているはずです。ぜひそれをやっぱり誤解だということ、理解していただくためにも何とかこの後、誠意を持ってやる必要があると思いますので、よろしく検討してください。

次に移りますが、この総合教育会議で最終的に1月27日、第2回の総合教育会議でこの具体的な地名が出たということなんですが、その前の教育委員会定例会で出しているんでしょうけれども、その次の日に我々議員に対してまず説明がありました。この総合教育会議のトップというのは町長なんですよね。いいですよね。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

総合教育会議のメンバーでございますが、町長、副町長、教育委員5名でございます。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

失礼な言い方にならないように気をつけますけれども、この住民説明会に町長は出席していないですよね。総合教育会議で決まった事項であれば、やっぱりトップの町長が自ら住民に説明するべきであったのではないかと私は思いますけれども、町長、どう思いますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

そう言われると大変心苦しいところがあるんですが、ほかの町村の学校の統合だとか合併の準備説明会で首長が出ているケースが大変少なかったと私は感じておりまして、出てくださいと言うところも正直なくて、教育委員会

のほうで対応するという話でしたので、そこに甘んじてしまった部分はあるかもしれませんが。そこは指摘されれば、申し訳ないなどは思いますけれども。そういうことでございます。

議 長 (金子芳継)

9 番。

9 番 (成田光一)

八竜説明会のとき、ある参加者から「何で町長いないの」とやっぱりありました。琴丘でもそういう質問があったというふうに聞いております。そうですね。琴丘でもありましたよね。いいです。

まずそういう住民の声というのは、やっぱりこういう場合は直接トップである町長が自ら説明するのが普通なのかなと思います。地元、浜口小学校芦崎分校があったときも、当時の町長が親身になって膝を交えて一生懸命、地元の方に何回も説明したというふうに伺っております。後になれば、あのときの町長の対応、よかったよねということでまずお褒めいただいたという話も聞いておりますけれども、やっぱりこういう大事なことなので本当は町長が自ら説明をする機会があつてほしかったと思いますし、ましてや今こういうふうにちょっとまだ途中ですので、ぜひこれからでも町長が説明する方向で何とかお願いしたいと思っておりますけれども、町長、どうですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

この計画については、いずれ教育委員会中心に進むものであると思いますが、どうしても町民、住民の方々から必要があれば私からもということであれば、それは当然出ていって説明しなければいけないと、そのように思いますので、この件に関してはいずれまた教育委員会のほうともしっかり協議をした上で対応を考えていきたいと、このように考えております。

議 長 (金子芳継)

9 番。

9 番 (成田光一)

教育委員会、もちろん主導でやるんでしょうけれども、最終的に、何回も言うとおりの具体的な候補地というのが第2回の総合教育会議で決まっていますので、計画が決まっていますので、やっぱりそのトップである町長が説明すべきであると私は思います。ぜひそういう方向でこれから進んでほしいなというふうに思います。

次の質問になりますけれども、これからそういうプロセスでまだ計画段階だという先ほどの次長の説明でしたので、計画段階ですのももちろん内容的にはまだまだこれから練るところがいっぱいあるという前提でちょっと質問しますけれども、最初の質問に戻りますけれども、山中グラウンドのほかにも第2案、第3案というのは具体的にはなかったということで、検討しなかつ

たということで理解してよろしいんですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

その前に1つ訂正させていただきたいと思います。先ほど総合教育会議のメンバーに副町長ということでお話ししたと思いますけれども、副町長についてはオブザーバーでの出席ということでご理解をお願いしたいと思いません。

あと、今、第2案ということでありましたが、第2案ということではなくて、3中学校をまず候補として考えたということで、第2案、第3案という3つで考えたということでご理解をいただければと思います。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

町長は説明会に申し訳ないけれども参加していなかったので一応説明しますけれども、やっぱり国道沿いの三種町の中心がいいんじゃないですかというのが大方の八竜地区の意見だったんですね。三種町の中心。そのときに説明、次長がそうなる中心は二ツ森ですよという話をまずしていました。

別に場所、今特定するつもりはありませんけれども、そういったことをやっぱり検討する余地が今回はあるのかなというふうに私は考えています。まだ検討段階で決定事項でないというふうに言っていますので、これからでもぜひその第2案というものをやっぱり真剣に考えたほうがいいんじゃないでしょうか。どうですか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

先ほど後藤議員にもお答えしたとおりでございます。今、教育委員会、そして我々の町のほうで考えている今の案がまず最適かと正直思っております。もしほかに児童生徒の環境がよりよくなる候補地、そういうところがあればぜひご教示いただければ、我々としてもしっかり検討はさせていただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

そういうことであれば、私はやっぱり誰もが納得する場所を選ぶべきだと思います。財政上の問題もあるとは思いますが、将来的な長い目を見た場合、今、もしかしたら問題点となるかもしれない現在の候補地よりも、やっぱり住民全員が納得できる場所にすべきというふうに考えますので、ぜ

ひ検討してみてください。これでこの部分は終わります。

では、次の質問ですが、最終的にその候補地の建設予定地の最終決定というのは、今の考えでいきますと、いつ、どうやって決定するつもりなんですか。最終的には議会で決めるんでしょうけれども、それまでのプロセス、ちょっと教えてください。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

先ほど答弁もさせていただきましたが、新年度に入りまして、まず学校再編の準備委員会等を組織しながら、まずその中で学校の構想とか体育館の関係とか、いろいろな建設の状況をつくっていく必要がございます。それを含めまして、まずこの中でも候補地についてそういう今、議員からのお話もありましたので、候補地についてもこの中にも再検討する余地があるのではないかというふうにも考えてございます。

それを踏まえまして、できれば9月議会までには決定をする方向に持っていければなというのが現状での計画となっております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

9月議会ということは、近いわけなんですけど、急がなければならない、当事者としてはそうなんだろうけれども、将来までやっぱり財産となることですので、ここはやっぱりいま一度立ち止まって慎重になるべきかなというのが私の意見です。どうかひとつその辺、考えた上で今後検討してほしいと思います。

我々議会としても、正直なところ、山本中学校の名前が出た時点で私個人的に見に行きました。初めて見に行きました。そういう方も何人かいると思います。実際あそこに、ではどういうふうな形で建てるのか、やっぱりそういう説明があってもいいんじゃないかなというふうに思います。現地説明ですね。でないとな正しい判断ができない場合もありますので、そのときは第2案があれば一番いいわけなんですけれども、比較した上で、では議会としてどうやって決めるのか、それぞれの判断になりますけれども、そうすれば正しい判断ができるのかなと思いますので、ぜひその辺、いま一度立ち止まって進めてもらいたいというふうに思います。よろしくお願いします。この件につきましては、以上で終わります。

では、次の2つ目の鶴川・浜口両保育園の合併の質問でございます。こちらはご承知のとおり、私、これで3回目の質問になりますので、しつこく言うつもりはありません。ありませんが、なかなか話が進んでいないというふうにしか思えないものですから、放っておけなくて今回も質問させてもらっております。

まだ計画的には何もないというふうなことで、町長、理解してよろしいですか。まだこれから検討するということなんでしょうか。今回の予算書の中にも、また、施政方針の中にもこの合併について何一つ触れていませんけれども、今年は何もないまま進むということになるんでしょうか。

議長（金子芳継）

福祉課長補佐。

福祉課長（清水真）

補佐 お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、令和3年度の当初予算につきましては特段この事業の経費というのは計上してございません。ただ、基本的な考え方といたしまして、八竜地域の保育園、幼稚園につきましては全て民間の経営でございますので、施設の整備につきましては各法人がその施設の老朽化や今後の少子化等を踏まえまして自ら事業計画を組む、それに対して町が応分の財政支援を行っていく、そういった考え方は現在も町としては変わっていないところでございます。

それで、こうした考え方に基つきまして、昨年8月25日に用地取得、それから建設費に対する財政支援についてご協議させていただいた次第でございますけれども、その場におきまして議員の皆様から、法人側の自己財源の状況はどうか、あるいはその解体費用はどうするのか、町の財政支援、その財源はそもそもどうするのかといったような様々なご意見をいただきまして、それに対して町として十分な説明ができなかったということがございます。

そうした状況を踏まえまして、少しお時間をいただきまして、新年度中にもう一度事業全体にわたっての説明をさせていただき、その後で議員の皆様のご理解をいただきながら必要な予算計上を行っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

計画が進んでいないとしか受け取れない状況です。説明もないわけですので。そうならないようにぜひお願いしたいと思います。

この件に関しては、ちょっとストップすると1年がすぐ流れてしまっているんですね、今までも。何年も、3年も4年も本当にこの話が出てから流れている状況でございます。当事者のたつの子会さんにすれば本当にどうなるのかなと思っております。自分たちが現職でいられるときにこれをやれるのかなというふうに思っているようです。そういう心配を与えないためにも、ぜひ計画的に進んでほしいし、今のままですと、例えば「じゃあこれ、いつやるの」と私が質問しても答えられないのも重々分かりますので、そういうことにならないようにぜひ示していかないと、住民の方、当事者の方は本当に困っていますので、どうかひとつ理解してほしいと思います。

どうか町長、どうですか。何とかやるというふうに前にも聞いていますけれども、どうかひとつお願いします。

議 長 (金子芳継)
町長。

町 長 (田川政幸)
お答えをいたします。

法人のほうで考えがまとまれば、町としてもしっかりと支援していく方向は変わっていないので、その辺りの計画、それから事業の精査、そういうところをしっかりとやった上で皆さんに説明していかなければいけないと、このように考えておりますので、その辺りの協議が済み次第、しっかりと皆様に説明させていただければありがたいと思っています。よろしくお願いします。

議 長 (金子芳継)
9 番。

9 番 (成田光一)

ぜひスピードを持って、前回もこのように言ったんですけれども、スピードを持って協議してほしいと思います。何回も言うとおりに、来年度の予算、施政方針で何一つ触れていない状況ですので、本当に危惧するしかありません。どうかそうならないように、ひとつ町長、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議 長 (金子芳継)
9 番、成田光一議員の一般質問を終わります。
1 時まで休憩します。

午前 11 時 51 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議 長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、8 番、後藤栄美子議員から、本日の会議における発言について、会議規則第 63 条の規定によって、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、8 番、後藤栄美子議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

一般質問を続行いたします。

次に、6 番、清水欣也議員の発言を許します。6 番。

6 番 (清水欣也)

今日の私の質問は、小中学校の再編整備計画とその実施についてであります。

今回のこの再編整備計画に関しまして最も懸念されるのは、計画実施に当たって地域住民等の理解と合意が得られていないということであります。

計画決定から議会や住民への説明会までのプロセスにおいて、非常に唐突性や性急さが感じられるだけでなく、説明の内容や仕方において住民等の理解を得ようとする誠実さが感じられないのであります。早い段階での見切り発車を狙っているとしか見えないのであります。

特に、統合中学校の建設地を現山本中学校敷地とすることについては、地域住民から様々な反対意見が表明されておりまして、このまま推移すれば大きな問題が生じてしまうと、そういうおそれがあるのであります。

町は「今後も住民の意見をいただいて、それを計画に取り入れていく」と、そう言っているわけですから、もう一度、統合校建設地、それから再編時期など、この再編整備計画全体の研究、それから検討をしてみるべきであって、そのためにはさらに住民等との意見調整を図る場をつくっていくことが必要だと思います。

そもそも生徒数の減少を理由にして再編の必要性を説くのであれば、その表裏の関係にある出生率の向上をはじめとする人口減少対策を徹底することではなければ、ただ減った、減っただけでは外に向かったの説得力がありません。これらの対策を講じた上で一定期間、生徒数の推移を見定めるとともに、その間、地域住民の意見を見極めながら理解と合意を得ていく、そういう手法が必要になるわけですがけれども、その努力がないままにここに至ってしまったというのが実際のところではないかと思うのであります。

再編計画そのものは議会の議決事項ではありませんが、議決事項でないからこそ、それに代わるといえるか、それに相当する機能として、住民の幅広い意見が必要になるんだと、そういう考えに立たなければならないと思うのであります。

そこで、質問の具体的内容を申し上げます。

まず1つは、この整備計画とその実施に当たって、地域住民から十分な理解と合意が得られていないと、私はそう理解しておりますけれども、町はどのように認識しているかということであります。

それから2つ目ですけれども、この保護者を対象にしたアンケート結果を整備計画にどのように反映させたのかということなのです。この保護者の方々の気持ちというのは、必ずしも町の思惑とは同じではないということがこのアンケート結果から読み取れるのであります。

3つ目です。これまでの整備計画の長い検討の歴史の中で、整備方針とその内容を今回の計画にどう反映させたのかという質問であります。この小中学校の再編については、平成20年から検討を重ねてまいりました。その時々々の検討意見をどこまで今回の計画に反映させたのかというのが、この3

つ目の質問であります。

それから4つ目は、今回の計画ではこの再編整備の必要理由の一つとして「町の財政状況」が挙げられています。「町の財政状況」とだけ表現されているんですけども、この「町の財政状況」とはどのようなことをいうのかと。町の財政状況が逼迫しているからということなのか、それとも別の意味があるのか、合併特例債のことを言っているのか、この辺りをひとつ説明していただきたいというのが4つ目の質問であります。

それから、地域住民において、特に反対意識の強い統合中学校の建設地に関しては再検討の余地があると思います。この山本中の敷地にしたのは、このいろいろなこと全て、総合的に検討を終えての判断なのかという質問であります。

それから、最後になります。この議会や地域住民の理解を深めるためにさらなるそのプロセスを経るべきであるというのが、最後の質問であります。私はこの再編整備計画をいろいろ分析いたしました。表現を変えて言えば、まだ生煮えの状態、そういうふうに理解をしております。住民の意見は議会の代替機能だと。そういう性格なんだという認識の下に、もっと段階を踏むべきであるというのが最後の結論であります。

以上であります。

議 長（金子芳継）

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教 育 長（鎌田義人）

それでは、私のほうから、6番、清水欣也議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保護者アンケートの結果の整備計画への反映とこれまでの整備方針と内容の反映についてでございますが、アンケート結果では、小学校は、山本地区は「現状維持」が40.5%、「統合検討」が52.2%、八竜地域は「現状維持」が52.3%、「統合検討」が43.8%でした。

中学校は、琴丘地域は「現状維持」が48.4%、「統合検討」が41.9%、山本地区は「現状維持」50.7%、「統合検討」が30.9%、八竜地域は「現状維持」が60.1%、「統合検討」が30.2%でした。

しかしながら、小・中学校の在り方検討懇談会を開催し、出生数、児童生徒数の推計、校舎の状況、これまでの再編整備方針等について検討を行い、小学校は地域で1校、中学校は町1校に再編すべきとの意見書を提出いただいたところです。提出された意見書を基に、教育委員会定例会及び総合教育会議で再編整備計画について協議し、計画書を作成し、議会にご報告申し上げたところです。

次に、町の財政状況についてでございますが、町内全ての小中学校が築40年以上を経過し、校舎の老朽化に伴う修繕費の増加や校舎の安全性、トイレの洋式化やエアコンの設置など、教育環境整備等に毎年多額の経費が支出

されております。今後も現状を維持していくためには継続的な負担が予想されることから、学校再編により予算の集中化、有効化が図られるものと考えております。

次に、統合中学校の建設地に関する再検討についてでございますが、現時点で、町内3地域での通学距離の平準化が図られ、建設に必要な有効な用地が確保できることから、最適な候補地と考えております。

今後は、新年度において各学校のPTA総会での説明や学校再編準備委員会等を組織し、学校建設基本構想（案）を策定する予定としており、議員の皆様に対しましても、随時、説明の機会を設けさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番（清水欣也）

何か全体的な、もっと説明漏れがあるような気がしますけれども、具体的に私も。

議長（金子芳継）

マイク利用してください。

6番（清水欣也）

説明漏れあるような気がしますけれども、まあいいでしょう。これからの時間を借りて改めて質問をしていきたいと思えます。

教育長にお願いしたいんですけども、できるだけ私の質問については町長、教育長が答弁してください。事務当局に任せないでください。余りにも事務当局の答弁が多過ぎますよ。町長と教育長の意見を伺いたいために質問の構成もそれなりに考えてきたわけですから、どうかよろしくお願いをいたします。

最初の1番に関しての質問でございます。令和2年2月、約1年前に三種町の教育会議で作成しました「小中学校再編の方向性について」という文書があります。この中で結論をこう結んであります。「再編の合意が調った学区から再編を進めていく」、そういうふうなまとめの結論を書いているわけです。

そこで、質問なんですけど、この中学校統合を含めてどのような形になったときに住民の再編整備の合意が調ったときだと判断するのかどうかと。これは非常に大事なところですよ。それをひとつ、どういう形になったときがこの再編計画が住民から合意が得られたと、そう判断するときなのか、それをひとつ、回答をお願いします。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

ただいまのご質問についてお答えします。

この再編の目的は、今回の教育水準の維持向上と考えております。それで、子供たちの減少、校舎の老朽化等を見て、この教育水準を維持して向上させていかなければいけないと考えております。

それで、子供たちの数については、ここ二、三年を見た場合に大変なだけ減少しました。そのことについて地域の方々、保護者に説明をして、ご理解いただければ進めていく時期だと、私はそのように考えました。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

ですから、その地域を含めて、父兄の方々を含めて、その合意を今得られていると、そういうふうにお考えですか。ですから、今が合意を得たんだと、再編の方向性について書いてあるこのことというのは、もう既に合意を得たんだと、だから進めるときなんだというふうに考えているかどうかという質問なんですよ。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

お答えします。

ただいまの清水議員の質問にですけれども、先ほども言いましたけれども、子供方が非常に少なくなっていると。それで私は、学校再編の大切なことは、丁寧な説明と地域住民の理解を得て進めていかなければいけないと、そういうふうに理解しております。

それで、今回の説明会では十分でなかった部分があるので、いろいろな意見が出ました。今後それらの意見を十分受け入れて、また丁寧に説明していきたいと、そういうふうに考えております。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

私が教育長に聞いているのは、再編の必要性を聞いているんじゃないんですよ。今回の計画でこれが住民の理解を得られたと。ですから、ゴーサインを出すだけのもう根拠を得たと。そういうふうに今考えているのかと聞いているの。私に言わせれば、いやいや、まだまだ、まだこれからだと、こう言いたいわけですよ。そのことを聞いているの。どうですか。もう完全にここでゴーサインができるだけの合意を得たという認識でいるのかどうかというのを聞いているの。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

時期や場所、もう少しいろいろな根拠をしっかりと示して合意を得るべき

だったと。（「そのとおりですよ」の声あり）ちょっと急ぎ過ぎた面もあるなど。

この学校再編については、先ほども言ったように丁寧な説明と地域住民の理解、そのためには結構な時間が必要だと思いますけれども、私はアンケート等を見た場合に、なるほど、集計してみればあのおりですけれども、中のご意見等がありますけれども、そのご意見も参考にして見たわけです。いろいろな意見があるわけで、立場によっていろいろな意見があります。ただ、そういうふうな少数意見も聞かなければいけないなということで、この後また丁寧な説明をしていきたいと。今のところは、根拠をもっと示して、丁寧に説明して理解を得るべきだと私は思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

まだまだこれからなんだと、勝負は、というふうに私は理解しております。

それから2つ目は、こういう事実があったんですよ。浜田自治会がございます。浜田は世帯数約450世帯ぐらいあるんですけども、この自治会の住民の一人が自治会に対して質問をしたんですな。そうしたら、その自治会はそれに対して回答を出したんだよ。その回答を全部の世帯に配布したんですね。あるとき突然、私はそれをいただきました。それを紹介しましょう。

それは、小学校は旧町村ごとに中学校を使用して1校に統合する、中学校は山本中のグラウンドに建設して1校に統合すると、こういう新聞を見たけれども、これは懇談会で取りまとめられたことなのかという質問を浜田自治会に質問したんですな。そうしたら、浜田の自治会長名でそれに回答を出した。それをみんな各世帯に恐らく配布されたと思います。我が家もその配布を受けました。その内容は、回答の内容ですよ。先ほど質問の内容をしゃべりました。

「小中学校とも、再編の場所について協議したことはない。協議を求められたこともない。住民説明会は説明会でなく、最初から結論ありきの報告会だった。説明日時での周知も防災無線と新聞だけで、知らない人がいっぱいいた。学校は地域のシンボルとして共に歩んできた。その存続に関わることもあり、町の広報やその他の方法で全世帯に知らせるべきだった」、こういう回答を出したんですよ。それがたまたま私の郵便受けに入っていたので、見させていただきました。恐らくこれは我が家だけではなくて、恐らく浜田自治会全部に渡ったと思います。

こういうような状況なんですよ、状態なんですよ。これを町長、どう思いますか。町長のちょっと見解をお伺いしましょう。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに住民説明会の周知のそういうところは時間も少なかったという理由もあるかもしれませんが、周知に徹底がなされなかったというのは反省すべき点だと思っております。

それと、自治会長さんだとか、そういう方々も含めて在り方検討会には参加されておると思いますが、いずれ在り方検討会については保護者、それから学校関係者、それから地域の方々の代表、そういう方々も入っておりますので、その中での答申とか意見書になってまとまっていると思いますので、ある程度そういうところも尊重すべきことかなと思っておりますので、どっちが先かと言われればなかなか難しいところはありますけれども、時間がないことを理由に説明不足だったという部分は大変申し訳なく思っております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

それから、議会の全員協議会で示されたときだって、あれはひどいですよ。こう決まったから、これから実施計画を立てて準備委員会を立ち上げて、これから進めていくんだと、そういう説明であったの。もう既に決まったかと思った。

だって、あのときだって、我々、案件がまだまだこれだけじゃなくて、いろいろあったわけですよ。時間だってもう制限があるわけで。それを、決まったから、これから実施準備委員会を立ち上げるんだと。それで、あの建物をどうしていくかと。そういうことをこれから検討していくんだと。そのとき決まれば、あなた方に教えるからと。こういうふうな結論であったんだよ。何とこれ、傲慢じゃないですか、我々に対して。どう思いますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに総合教育会議翌日の全員協議会という流れで、資料の配付も遅くなった、そういう部分もありまして、議員の皆様には説明不足だったことは平に謝りたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

6 番。

6 番 (清水欣也)

ですから、まずこの1番の問題については、まだまだこれからがこの問題に対して合意を得るためのプロセスが必要なんだと。そういうふうにして我々は解釈しますけれども、それでいいんですね。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

前にもお答えしたとおりでございます。いずれ建設場所についても、皆様からのしっかりした意見、そういうところも聞いた上で最終的な決断ということになるかと思えます。今回は計画を示したということで、逆に議論が加速することを前向きに捉えていきたいと、このように考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

それでは、次に移ります。順序、ちょっと不同ですけれども、3番目のことについてです。

これまでこの長い歴史があるんですな、ここまで来るまでに。平成20年2月、これがこの計画が練り始められた最初であります。その中で「中学校3校統合の場所は町の中心場所で交通の便のよいところ」という、この平成20年2月に作成された再編整備計画ではそうなっているわけですよ。

それで今度、平成26年2月に入ります。これで学校検討委員会の答申では、その結論をこう結んでいるんですよ。「平成20年2月計画に沿った対応を望む」と、こういうふうに結論づけてあるわけです。つまり、町の中心場所で交通の便のよいところにしなさいねということであるわけ。

それからもう一つ、この今までの過程で一般質問に対する議会答弁が何回かありました。それで、平成24年3月議会で当時の三浦町長がこう述べているんですよ。「中学校の統合については、平成20年計画を基本とするが」、最初の計画、それを基本とするけれども、「統合年度にはこだわらない」、「地域の意向を最大限に尊重して進める」、こう答弁しているんです。これは平成24年3月議会ですよ。あなた方みたいに急ぐという認識がないんですよ。

それから、「中学校の統合時期については、保護者や地域の方々と話をする場を設けた後に検討してもよいと考えている」、これは平成27年3月議会の鎌田教育長の発言ですよ。あなたはこのとき、こう言っているの。そういう話を設けた後に検討してもいいと考えている。そういうことを言っている。

特に鎌田教育長は、以前は三浦町長と同じような政治感覚だった。要するに、学校再編整備計画には慎重派だったと。私はそう理解しているんですよ。ところが、田川町政になったら突然、積極派になったんですな、鎌田教育長は。この辺、何があったんでしょう。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育長。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

お答えします。

今、清水議員、27年3月の私の答弁のことを話しました。私、三浦町長

のときがこうだとか、今の町長のとき、こうだとかと、そういうことは全く関係ありません。そのときの町の子供方の教育環境・条件、このことで発言しました。

その当時は、まだ子供方がこんなにいくとは思ってもみななかったし、こんなになかったんです。ここ何年かで大きく変わっています。私はそういうことでこう考えてきております。別に町長がどうだとかというのは一切ありません。

以上です。（「了解しました」の声あり）

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

在り方検討委員会の意見書では、統合中学校の工事の完成が7年度、開校が8年度というふうに。それを今回の計画では1年早めて、完成が6年度、開校が7年度となっています。これ、何かあったんでしょうか。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

前にもご答弁申し上げておりますけれども、現状の合併特例債を使うべきとの考えの下、令和6年度までに中学校を完成させるというのが、これが1点でございます。

それから、統合になった中学校、旧山本・八竜校舎の改築を令和7年度で実施する計画としての1年での合併特例債を使うための前倒しというふうにご理解いただければと思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

6 番。

6 番 （ 清水欣也 ）

その理由は合併特例債だという説明が今まであったわけですよ。この合併特例債のことについて、ちょっと質問いたします。

この皆さんはこの合併特例債がもう何というんですかね、万能の器みたいな感じで、金科玉条のごとく取り扱っているわけですよ。合併特例債を住民に説明する際の武器に使っているんだ。

しかしですよ、生徒数の推移をはじめとした今後の教育環境、それから保護者、住民の視点、あくまでも教育要因を合併時期の判断基準にするべきであって、統合時期が、建物を建てる時期が融資条件に左右されるというのは本質論から外れているんじゃないですか。どう思いますか。

いや、これは教育長から。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育長。

教 育 長 （ 鎌田義人 ）

今の質問にお答えします。

今、教育次長が話しましたけれども、1年、合併特例債の関係で前に持ってきたんだけど、教育の子供方の状況、学校の老朽化等についての教育環境状況については、その合併特例債が1年ずれたことによってどうのこうのというのは関係ないです。ご理解ください。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

それでは、合併特例債が何というんですかね、非常に今回の理由の一つに挙げているわけですけども、合併特例債以外の財源のことについて検討してみたことはありますか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

公立の学校整備関係の補助金の検討と、それから過疎債等についても検討をしたところでございます。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

学校等施設整備費国庫負担金というのを皆さん、検討してみましたか。皆さん、合併特例債が水戸黄門の印籠みたいな感じ、これが目に入らぬかと。合併特例債が目に入らないかと言わんばかりの今までのやり方だったわけですよ。下々の大衆に向かって「これが目に入らぬか」と。そうすると、下々の大衆は「ははあ、分かりました、ごもつともです」と言う、そんな感じでいままで説明してきた。

だって、合併特例債と相当の補助金があるじゃないですか。文科省の補助金、皆さん、研究しませんでしたか。国庫補助金2分の1ですよ、2分の1。あとの50%のうち45%は地方債で借りられる。その地方債のうち30%は交付税措置として入ってくるわけです。そうすると、トータルで何ぼだかという、国庫負担が63.5%、負担するんですよ。合併特例債は何%ですか。66.5%でしょう。33.何ぼ、特例債といたって、神様みたいに皆さん、叫んでいるけれども、合併特例債だって33.5%は町の負担なんだから。

この文科省の補助金だと、補助金じゃない。国庫負担なんですよ。補助金でないですよ。国庫負担。国が負担するんですよ。これが実質63.5%なの。合併特例債が66.5%。大体同じぐらいなんですよ。

私が言いたいのは、合併特例債があるから1年早めなければならないとか、これがあるからどうだろうと、そういうようなことで住民を誘導しているわけだ。この国庫負担金を使ったら、何も7年度で区切らなくたって、8

年度だって9年度だって負担金を借りられるわけですから、そういうふうにしてもっと余裕のある検討していくべきだというのが私の意見なんですよ。

もう皆さん、合併特例債ありきで進んでいるんじゃないんですか。そうすると、我々住民はその金の問題を出されると、「わあ、それだば7年度であとじえんこ来ねぐなるんだったら、それだば仕方ねえな」と、こういうような気を起こさせるためのあなたの算段が気に入らないと言っているんだ。もっとちゃんとそれに相当する金があるじゃないですか。それは7年度で区切ったわけじゃないんですよ。8年度だって9年度だって補助金、借りられるわけですから。

そういうふうなことで、私は非常にこれは不満に思っていますよ。ぜひこれらのことを使って、もっともっと深く広く検討をしていくべきだと。7年度までじゃなくて。

新都市計画で今、あした建設計画が出てきますけれども、あの建設計画は約50億円かかるという計画であるわけだ、皆さん。でしょう。5、6、7、3年間で50億円をかけるという計画だ。あれは今度、議決事項ですから、あしたその議案が出てきますけれども、あれはあれのままでいいですよ。後で変更を出せばいいんだから。だから、あしたは私は採決しますよ。

だけれども、こういう補助金を使ってもっともっと広く余裕を持って検討してください。だから、私、冒頭、改めてこれを検討すべきである、研究をすべきであるというふうに、わざと「研究」という言葉を使ったわけだ。この補助金は、いいことには、改修にも適用になるんですよ、改修。改修にも63.5%の国庫負担が入ってくるの。私、今、最初に申し上げたのは、新築の場合ですけれども、改修にもなるんですよ。それから、1校全部、1校を全面改修、これにも適用になるということになっています。

それからもう一ついいことには、複合化、例えば図書館を併設する、公民館を併設する、それから老人福祉施設を併設する、障害者福祉施設を併設する、いろいろな複合化計画があるの。全国で30%ぐらい、今これをやっているんですよ。ぜひ我が再編計画にもこれを含めて考えたかどうかという提案を今日しようかと思っている。それもこの補助金で使えるんです。

これからは、学校は、小学校、中学校は学校だけじゃなくて、民間のその施設もその中に併設するという考えも私は必要じゃないかと。そのための補助金が用意されているんだから、それを使っていろいろ検討してみたらどうかという、そういう話です。教育長、いかがですか。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

お答えします。

大変いい話を聞かせてくれて、ありがとうございます。勉強不足で、そこまでは私は考えていませんでした。

ただ、合併特例債云々もありますけれども、三、四年後の子供たちの教育

状況を考えれば、考える必要があるのではないかと。昨年、一昨年、三種町で生まれた子供方、本当に少ないです。先ほど清水議員、そちらのほうも町として検討していったらどうかと、出生数についてお話がありましたけれども、現状として八竜地域のあるところでは3人しか生まれなかったり5人しか生まれない現状もあります。そういうところも十分検討して、今お話しのいろいろな研究もしながら進めていきたいと、そういうふうを考えております。ご理解ください。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

何回も言うけれども、私、教育長、その再編の必要性について何だかんだ言っているんですよ。再編をするに当たってこういうようなことがありますよと。だから、7年度までだとか、合併特例債だとか、そういうことじゃなくて、もっとスタートラインに立って検討していただきたいと、そういう話をしているんですよ。敷地も含めてですよ。

そのほかに財源の話でもう一つ言うと、今、町では合併振興基金が15億円あるんですよ。これは平成元年現在で。これだって使えるわけですよ。何もソフト事業でなくたって使えるわけですから。だから、こういう財源も使いながら、いつ、どのようなものを造ったらいいかということを経営的に考えていっていただきたい。そういうことでこの財源の話をもっと私、今回力説したかったわけです。

だから、何も合併特例債、特例債と。合併特例債は打ち出の小づちでないんだよ。33.5%、町で負担しなければならぬんだから。そういう実際の話をもっと入れていただきたい。

それから、中学校のこの敷地の問題についてであります。これは非常に論議が分かれるところでもありますけれども、私の結論というのは、あそこよりは別のほうがいいんじゃないかという論題です。何であそこが適切でないかということをお知らせ申し上げます。

まず、あそこはいろいろな、いっぱいあるんですよ。一つ一つしゃべれば切りがないんですよけれども、何ぼかしゃべりますと、まず周辺の通学道路状況だよな。それから、敷地内の通路状況、バス送迎時の混乱、それから熊も出ますよ。それから、水害の危険性あり、冠水だな。それから、駐車場のスペース、森岳駅の利用頻度。それから、グラウンド、体育館の小中併用の問題。いろいろあるわけですよ。

では、どこがいいかと。町長がさっき言ったように、そういうのがあったら、ひとつ後で提案してみただけませんかという話ですけれども、提案するつもりは幾らでもありますよ。ただ、私はここであそこという特定はしません。ただ、少なくともあそこが最も適切だという論理は成り立たないんじゃないかという、そういう

それで、そのいっぱいある中で一つちょっと問題にしたいのは、あの敷地

内に地役権が設定されていませんか。通行権という地役権を設定されていませんかという質問。

議 長 (金子芳継)

6番、もう少し詳しく話。誰も答弁できないようですから。

6番 (清水欣也)

あそこ、一部の住民があそこを通っても差し支えありませんよということになっているらしいんですよ。あれ、奥のほうに畑と山はあるでしょう。あそこは個人有地ですよ。あそこまで通る際に下から上がっていくわけですよ、ずっと。野球場の隣を通っていくわけですよ。あそこはその山とか畑に行く人たちの通行権が確保されているんですよ。だから、そういうのは学校の用地として適切ですかという話であるわけですよ。

それは、恐らく地役権を設定してあるものだと思うんですよ。でないと、通れないんだから。そういう意味で私は地役権が設定されているんじゃないかという話を聞いたんです。学校ですよ。あそこを通行させるなんて、どこにもあるわけないでしょうと。そういう話を今しているんです。いや、それは通して、三種町の住民ですから通してあげましょうという、もうその気持ちは私、非難しているんじゃないんだよ。ただ、実態としてそういう形の敷地にしていいんだろうかと、基本的な話をしているの。（「議長、休憩したらいいんじゃない」の声あり）

議 長 (金子芳継)

これ、町長、分からない。町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今、現状、山本中学校として利用してもう50年近くなるという状況の中で、今までそういう議論にはならなかったと認識しております。今回新たにそういう話があるのであれば、その辺りの状態をしっかりと見極めて調べさせていただきたいと思います。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

それを、いや、通っているという事実があるんですよ。今どうかは分かりませんよ。

それから、その計画では直線距離が10キロメートル以内と。直線距離で10キロメートル、これ、通学道路距離でないと意味がないじゃないですか。八竜だけをとると追泊からあそこまで17.1キロメートル、釜谷を通っていけばまだまだ20キロ、10キロメートルどころじゃないんですよ。釜谷を経由していけばまだまだ20キロ近くなる。そういうことであります。

文科省では、これは統合する場合、小学校で4キロ、それから中学校で6キロという範囲内でなければ補助金は出せませんよという施行令があります

よね。皆さん、ご存じですか。今回は補助金、負担金をもらわないから、それは論外だと言うけれども、言ってみれば国ではそういう距離を想定しているんですよ、統合する場合は。それを国庫負担のときにたまたま当てはめただけということだと私は理解しているんですけども、中学校で6キロなんですよ。こう言えば、いや、こっちは6キロにすればこっちのほうが高くなるのか、こっちやればこっちが高くなるのか、そういう話になるんでしょうけれども、言ってみれば、要するにその大まかな考え方としてそのような距離を統合する場合の条件にしているということでもあります。これは回答は要りません。

それから、こういう話があるんですよ。いろいろ買収すれば金もかかる、手間もかかる、とても今からでは間に合わないという話なの。これも特例債の時期と絡めた発言なんですよ。それはおかしいでしょうと。

あそこは今、新しい土地を求めては大変だと言うけれども、金もかかると言うんですけども、今これから実施計画が始まりますよね。そうした場合に、今あそこ、必ず用地買収が、何ぼか用地買収をしなければ駄目でしょう。それから、造成が入るわけですよ。それから、道路幅が入るわけだ。あの坂道も改善しなければならぬ。バスターミナルも使わなければならぬ。造らなければならぬ。校舎の話は別ですよ。それから上の、あそこはならさなければ駄目でしょう。

だから、工事、今回はたまたま2, 200万円をかけて、そののり面工事をするわけだけれども、それ以外にあそこは今、造成する必要性がいっぱい出てくる。一部造成しなければ駄目でしょう。用地買収しなければならぬ。そういうのを含めると数億円がかかるんですよ、それだけで。だから、別に移れば何もかも金がかかって、経費はかかる。違うんですよ。例えば今、買収費、どのくらい必要かと考えた場合、国道沿いですよ。国道沿いの田んぼでも畑でも、最高値を想定しても5ヘクタール5, 000万円ですよ。だから、そういうことを考えれば、何も中学校が経費的にどうだということにはならないわけ。

だから、そういうことを財源と一緒に幅広く考えて結論を出さなければ駄目でしょうと言っているんですよ。ただあなた方は合併特例債があるから仕方がないとか、土地を求めるとなると大変だとか、金がかかるとか、いやいや、そういう問題でないでしょうという話なの。財源の話をしたら幾らでも頭をひねれば出てきますよ。そういう私の結論です。

ですから、あそこが必ずしも適地ではないと私は結論づけているんですけども、教育長、いかがですか。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

お答えします。

今、いろいろな角度から清水議員からお話をいただきました。もう一度私

方もいろいろな角度から検討してみたいと、そういうふうに考えました。

議 長 (金子芳継)

6番、あと時間がもう5分ぐらいです。もう10分です。

6番 (清水欣也)

これはその意見が分かれるところかもしれませんが、こういう場合、確かにその生徒数云々の話もありますよ。それから、学級数の問題もありますけれども、もう一方の視点としては、この学校は地域文化の拠点なんですよ。地域のコミュニティーを維持するための一つの手段でもあるわけですよ。それから、もっといけば、経済的な発展を刺激するある一つの材料にもなるわけですよ。そういう視点も必要なんですよ。

そういう視点からいけば、あそこが適地かということ、少なくともあそこは適地でないということになるの。国道沿いのほうが、今考えた場合、最もその地域のコミュニティーと、それから経済的なこと、それから発展、その広がり、そういうことを当然望むわけですよ、我々は。そうした場合には少なくともあの場所ではないだろうと。そういうような視点も入れながら、今後その検討をしていただきたい。そういうことです。いかがですか。

議 長 (金子芳継)

6番、町長、教育長、どっち。答弁。(「町長、答えたいでしょうから、町長ぜひ」の声あり)

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほど教育長が申し上げましたとおり、いろいろな角度からいろいろなご提案、ご提言、ありがとうございます。それらも踏まえてしっかり検討を深めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いします。

議 長 (金子芳継)

6番。

6番 (清水欣也)

最後に一言。一番大事なものは、今回の問題で一番大事なことは、これ、議決事項でないんですよ。あとは何を頼りにするかと言えば、それに代わる機能、それは住民の声なんですよ。それが議決に代わる機能だと、そういう考え方に立って、再度この再編計画というものを練り直していただきたい、建設も含めて。そういうのを最後にお聞きして終わりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

答弁は。(「答弁をお願いします」の声あり)町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほども言ったとおり、いろいろなご提言をしっかり踏まえながら計画の

ほうを精査していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。引き続きいろいろなご提言をいただければありがたいと思っております。ありがとうございます。（「以上です」の声あり）

議長（金子芳継）

6番、清水欣也議員の一般質問を終わります。
換気のため10分間休憩します。
再開は2時10分です。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

12番、工藤秀明議員の発言を許します。12番、工藤秀明議員。

12番（工藤秀明）

質問に入る前に、1月から2月にかけて暴風雪や強風による被害に遭われた町民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

全国的に少子高齢化が進展する中、我が三種町も例外ではありません。平成18年3月に旧南部3町が合併し、当初の人口は2万438人で、三種町として町制が施行されました。その後、琴丘地区に、子供たちが減少し複式学年が見られ、旧上岩川小学校、旧鯉川小学校が鹿渡小学校に再編し、琴丘小学校としてスタートしました。

それから12年、山本、八竜の各小学校にも複式学年が見受けられるようになり、編成の動きになりました。園児や児童生徒の保護者を対象とした、小・中学校の在り方等に関するアンケート調査を実施し、検討委員会で集計し、意見書を参考に再編整備に関する基本的な考え方をまとめ、三種町町立学校再編整備計画を策定した。

そこで質問です。

1、令和元年5月、アンケート調査が行われた。集計結果には旧3地域ごとの違いがあったのか。また、合併時の子供の人口から現在は何名減少しているのか。

2、幼・保育園、小学校、中学校の保育者を対象としたアンケートの集計結果は、検討委員会で参考になったのか。

3、新中学校建設場所の面積は、最低どれくらい必要なのか。

4、3地区での15日、16日、19日の説明会では、町民から特に指摘を受けた事項は出なかったのか。

5、新中学校建設場所については1月27日の総合教育会議で承認したと

あるが、間違いございませんか。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（金子芳継）

12番、工藤秀明議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（鎌田義人）

12番、工藤秀明議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和元年5月のアンケート調査結果と子供の人口についてお答えいたします。

小学校の児童数は、令和2年5月1日現在、527名となっており、平成18年時の児童数1,012名と比較すると485名、47.92%減少しております。

中学校の生徒数は、令和2年5月1日現在、307名となっており、平成18年時の生徒数596名と比較すると289名、48.49%減少しております。

アンケート結果では、小学校は、山本地域は現状維持が40.5%、統合検討が50.2%、八竜地域は現状維持が52.3%、統合検討が43.8%でした。

中学校は、琴丘地域は現状維持が48.4%、統合検討が41.9%、山本地域は現状維持50.7%、統合検討が30.9%、八竜地域は、現状維持が60.1%、統合検討が30.2%でした。

しかしながら、小・中学校の在り方検討懇談会を開催し、出生数、児童生徒数の推計、校舎の状況、これまでの再編整備方針等について検討を行い、小学校は地域で1校、中学校は町1校に再編すべきとの意見書を提出いただいたところです。

次に、建設場所等の面積についてでございますが、新たに用地を取得して、校舎、体育館、グラウンド等を建設する場合は、約3万5,000平方メートル必要となります。また、既存の敷地に校舎、体育館のみを建設する場合は、約8,000平方メートルが必要となります。

次に、説明会で指摘を受けた事項についてでございますが、建設場所に関すること、通学距離や方法について、中学校校舎の小学校への再利用について、空き校舎の再利用について、子育て支援施設と児童クラブの連携についてなどの様々なご意見をいただいております。

最後に、建設場所の計画については、1月27日開催の総合教育会議で承認されております。

私からは以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

12番、工藤秀明議員の再質問を許します。12番。

12番（工藤秀明）

まず、今回のアンケートの目的、内容については、4項目かな、ということで、十分であったのか、なかったのか、この項目。（「もう一度お願いします」の声あり）目的、（「何」の声あり）目的と。

議 長 （ 金子芳継 ）

質問もう一回お願いします。マイク使ってください。

12番 （ 工藤秀明 ）

今回のアンケートの目的、それから内容が、項目が4つぐらいしかなかったんだけど、これで十分であったのか。そこの答えをお願いします。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

このアンケートにつきましての目的でありますけれども、少子化に伴う児童生徒数の減少や、施設の老朽化などの課題に向き合い、将来にわたり持続可能な教育環境の整備について検討していくため、保護者の意見を把握するということが目的でございます。

この在り方のアンケートにつきましては、現状としまして、現状のままでよいのか、それから統合を検討するのか、それとも現状維持のままで連携、他校との連携の必要性等を調査しながら、統合に関する保護者の気持ちといえますか、現状をお聞きするためのアンケートということと理解しておりますので、内容としてはあまり難しくしなく、単刀直入な部分のことをお聞きしているので、項目としてもこの状況でよろしいのではないかと考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）

12番。

12番 （ 工藤秀明 ）

そこで、今回のアンケート結果を取ったんだけど、教育長、これが、アンケートの結果についてすごく検討委員会で参考になりましたか。

議 長 （ 金子芳継 ）

教育長。

教育長 （ 鎌田義人 ）

お答えします。

その時点でのアンケートを取って、保護者の状況がよく把握できて、それを反映しました。

議 長 （ 金子芳継 ）

12番。

12番 （ 工藤秀明 ）

町長にもお伺いします。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

ただいま教育長が答えられたとおりだと思います。そのアンケート時点での保護者、そちらの意向は酌み取れたものと考えております。

議 長 (金子芳継)

1 2 番。

1 2 番 (工藤秀明)

建設場所については、最初のほかの人の答えにも、1 か所以外に候補が挙がってきたのは何もなかったように答えてあったと思うけれども、1 個も挙がってきていなかったのかな。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、建設候補地としては、当初の段階で3 中学校の敷地ということで検討をさせていただいたところです。

議 長 (金子芳継)

1 2 番。

1 2 番 (工藤秀明)

その3 中学校の校舎というけれども、その中学校の跡地に山本、八竜が小学校を持っていくということで、それは検討ならなかったんじゃないの。なったの。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

在り方検討懇談会では、地域に小学校1 校という方針を示させていただきました。

その中で、教育委員会定例会、それから総合教育会議の中で、最終的に、小学校につきましては、山本は山本中学校の校舎を利用する、八竜地域については八竜中学校の校舎をするというふうな計画を作成したところです。

議 長 (金子芳継)

1 2 番。

1 2 番 (工藤秀明)

同僚議員も、俺で4 人か、4 人目か、私で4 人目ですけれども、かなり、もう一回検討するということの答弁であったと思うけれども、それで間違いございませんか。教育長、町長、教えてください。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

先ほども他の議員にも申し上げたとおり、いろいろな情報、今日また言いました。それを基に検討していきたいと、そういうことです。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

教育長と同じ気持ちでおります。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

今さら言うのもなんですけれども、やはりプロセスというか段階踏んでいくところがちょっと落ち度があったようにも思われます。まして、琴丘の説明会では、次長が決めたという話をしたために、その人に怒られたと。町長でもないのに何で決めていたのかと、ということで、そういう話をしたと思います。私もあとで聞いたと思わないで聞くけれども、そういうことでしたので。そのとき、議事録等あると思うので、調べれば分かると思うけれども、全く民意が結局伝わっていない今回の決め方というか、そういう計画を承認したということで、それを決めたということで怒られたと、私自身はそう思っています。来た人にね。だからやっぱり、民意を最も反映させるためにも、今、教育長、町長も答弁してくれたけれども、この後やっぱり話を聞いて、それをちゃんと反映してもらいたいと思います。

もう一度答弁お願いします。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

お答えします。

先ほども申しましたけれども、この学校再編を進めるためには、大事なのはより丁寧な説明と、地域住民の理解、これが大事であると理解しております。今回の説明会では十分でなかった部分が多くあったなど反省しております。

この後、丁寧な説明をしっかりと、理解を得られるような進め方をしていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解ください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

琴丘の説明会での次長の発言については、恐らく、教育会議、そういうところで発言あったところで、やはり先延ばしできないという決意の中での強い意志だったと思います。そこは言葉が足りない部分があったのかもしれませんが、そこは何とかご理解をいただければありがたいと思います。

午前中から言われているとおり、今回の件については確かに説明が少ない部分もあろうかと思えます。そこもしっかり反省しながら、皆さんからいただいた意見をしっかり検討して、最終的な計画をつくっていくように。計画としては基本の部分でありますけれども、もう少し皆さんの意見をしっかり検討していくことを考えております。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

先ほど同僚議員も言っていましたけれども、町民の人に分かりやすいとか、説明ということは、ここに行けばこういうものも直して、こういうのも建て替えなきゃだめだとか、やっぱりそういうお金もちゃんと話してもらわないと、理解する材料にならないと思えます。だから、そういう面もしっかりと分かりやすいように説明してもらいたいと思えます。まず、それ答えてください。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教育長 (鎌田義人)

先ほどもほかの議員に説明しましたけれども、しっかり受け止めて、しっかりした説明、住民の声を大事にしてやっていきたいと、そういうふうに思います。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

1つ、私から。幸い琴丘の大先輩たちは先見性があるので、町の公園、総合公園、運動公園ということで、あそこに1か所にまとまっていると。そこも61町歩ぐらいあるということで、面積にすれば別に山本にも負けてはいない、面積にすればだよ、負けてもいませんし、建てるにはいい場所の一つでないかなと思っています。それも検討事項に入れて、ひとつお願いします。どうですか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

今、工藤議員からご提案がありましたけれども、まず、新年度においていろいろな検討材料の中にその部分も含めた検討ができればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (金子芳継)

12番。

12番 (工藤秀明)

じゃあ終わります。ありがとうございました。

議 長 (金子芳継)

12番、工藤秀明議員の一般質問を終わります。

次に、5番、児玉信長議員の発言を許します。5番、児玉信長議員。

5番 (児玉信長)

新型コロナウイルス対応とワクチン接種体制について。

令和3年2月18日、新型コロナウイルスワクチンの先行接種の対象病院となっている能代市JCHO秋田病院で、アメリカ製薬ファイザー製ワクチンが到着し、初回は医師、看護師ら12名が接種を受け、3月24日まで、医師、看護師、事務職員、出入り業者など、450名のうち396名、88%の人が接種予定に同意をしました。先行接種病院であり、接種記録書を各自受け取り、接種してから3週間後、2回目の接種を終える計画であることが報道されました。

昨年12月23日、県は能代保健所管内の10代から70代の家族6名と、横手保健所管内で70代男性、60代女性夫婦が新型コロナウイルスに感染、PCR検査し、全員陽性と判明しました。

能代保健所管内ということでしたが、県とは別に三種町は独自に公表し、12月23日、町内で複数の感染者が出たことをしっかりと認識し、今後の感染症対策を徹底してもらいたい。また、誹謗中傷は絶対しないようにしなければならない。町長自ら防災行政無線を活用し、改めて町民にお願いをしました。関係する小・中学校各1校は、12月24日、25日を臨時休校として、12月26日から冬休みに入り、保育園の2施設も12月24日から令和3年1月9日まで臨時休園となりました。

各小・中学校、各保育園を消毒作業しましたが、専門業者は、能代山本圏域内におるわけですか。また、これ以外にも消毒した箇所がありますか。

全員協議会の資料では、県発表感染者数35名とあり、相違ありませんか。

感染した小・中学校の児童、生徒、校務員、教職員は、12月24日、25日、26日のたしか3日間、2保育園のうち1つの保育園は、職員は12月24日、もう一つの保育園は職員が12月30日、園児は31日、1月1日、2日にかけてPCR検査を終えました。全部の検査人数と、それ以外でも検査したのでしょうか。そして、検査場所は。

特に中学校では、高校受験を控えている3年生に影響はなかったですか。小学校を含めお願いします。

ワクチン接種は自治体にとって未経験の一大事業であり、失敗は許されません。町が実施主体となり、接種できる会場、医師、看護師らの人員確保、ワクチンの適切な管理運用も必要であり、効率的な接種記録を把握できる仕組みを検討しなければなりません。

全員協議会での説明だと、接種場所を琴丘体育館、山本体育館、八竜体育館を輪番制にして集団接種を行い、最初は4月に65歳以上の高齢者7,040人、次に、持病のある基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、そのほか対象となる16歳以上64歳までの7,507人の順に行うと説明を

受けました。

接種するための接種券、通称クーポン券が3月12日までに各家々に郵送予定となっており、3週間後、2回目の接種が行われます。接種券2枚と健康状態を尋ねる予診票も同封されますか。

接種券、予診票を会場に持参して、接種が始まり、1時間で30名、3会場で何日間を予定していますか。本人確認ができるものも必要ではないでしょうか。

接種への理解を促す丁寧かつ速やかな情報提供、そして、町民の命と健康を守るためにできるだけ多くの人に接種してもらうことが必要ですが、接種は強制ではないので、何割を見込んでいますか。

会場での入場者を制限していかないと大変混雑する状況になると思われま

す。
基礎疾患の方は問診だけでよいのですか。町が有無を判断できないと思います。それとも、医療機関での診断書が必要なのか。それに薬の手帳も持参しなければなりませんか。

また、接種後、副反応などが発生したら、どのような処置をしますか。

2回目の接種が無事に終わったら、接種証明書を発行しますか。

当町にも外国人居住者がおり、住民基本台帳に登録されている外国人も同様に接種を受けられますか。何名の方が在住しておりますか。

三種町として、各企業、自営業に勤務している方々に、接種時間帯は減給せず、勤務時間帯として有償の扱いとして働きかけてはもらえないでしょうか。

高齢者、基礎疾患で会場まで移動することができない場合は、交通手段も必要であり、当然考えていることと思いますが、どう対応しますか。

基本型接種施設。連携型接種施設。三種町が一番必要とするのが医療機関による個別接種サテライト型で、医師が登録をし認可を得るという接種者は集団会場に行かなくても、かかりつけの診療所で接種が可能となり、高齢者、基礎疾患は安全・安心だと思います。また、この先生が各福祉施設、介護施設の嘱託医であれば、その施設でも接種ができることとなります。

基本型接種施設として、三種町保健センターにコロナウイルスワクチンの超低温冷凍庫が予定だと3月に国から納品されるということでしたが、この8日に既に届きました。そこから保冷ボックスで各会場、施設に運び、希釈して接種を行います。

2月26日の新聞では、能代市山本郡医師会の感染症対策委員会では、優先接種のうち、市・町が事業主体となる高齢者はかかりつけ医での個別接種サテライト型を中心とし、同日曜日には集団接種へ医師らを派遣することで意見が集約をいたしました。

集団接種の開始は5月以降と見込まれます。ワクチン供給が限定的な4月は、ワクチン供給量が不足する間は、行政側が提案した高齢者施設入居者の接種を行うことに決定しました。

診療所での個別接種、平日を中心に、アレルギーなどはかかりつけの医師がよく分かっているということでした承されたということが報道されました。当然、三種町としてもこの方針を遵守していかなければなりません。

町は、実施方法として集団と個別接種を併用することにしました。当初予定した4月中の高齢者集団接種は5月以降にずれ込むこととなります。国では6月末までに医療従事者と高齢者全員が2回接種できる分量の配送を終える予定ですが、16歳以上64歳までの方々はどうなりますか。

国での感染がまだ終息せず、緊急事態宣言は6府県で3月7日に期限を待たずに前倒しをし、解除されました。東京都をはじめとする首都圏4都県について、政府は3月7日予定どおり解除を目指す予定でしたが、3月5日に期限を21日まで2週間延長することと決定しました。

当町としては、緊急事態宣言が発令された地域の往来は、真にやむを得ない場合を除き自粛することになっています。解除後の対応はどうしますか。

三種町は令和3年度予算編成として3つの重点事業を掲げ、その一つに新型コロナウイルス感染症の対応と新たな日常を見据えた事業の推進に取り組むとありますが、日に日に後退の報道がなされ、町としても計画は定まらず、困惑の色を深めざるを得ないと思いますが、事業が円滑に進むよう、状況に応じて万全の体制をお願いいたします。

以上、壇上からです。終わります。

議長（金子芳継）

5番、児玉信長議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、5番、児玉信長議員のご質問にお答えします。

初めに、年末から年始にかけて町内における新型コロナウイルス感染状況についてお答えします。

12月23日から1月10日にかけて確認された感染者数は35人となっており、感染者が確認された小学校のPCR検査日は12月25日、26日、児童127人、教員等23人となっております。中学校の検査日は12月24日から26日にかけて、生徒87人、教員等20人となっており、それぞれ当該校で検査を受けております。保育園関係2園のうち1園は、12月25日に職員3人が能代山本管内発熱外来において、残り1園は、12月30日に職員25人が当該保育園で、園児77人は12月31日から1月2日にかけて発熱外来で検査を受けております。

また、当該小・中学校については臨時休校措置を取りましたが、冬休み直前であったことから、学習に支障はなかったと伺っております。

また、小・中学校、保育園については、秋田市内の専門業者が消毒作業を行っております。

今回、町内において感染者が確認され、独自に公表いたしましたでしたが、感染者に児童生徒が含まれていたことから、休校、休園措置を講じる必要があつ

たことや、町内の混乱防止、感染拡大防止の観点から公表すべきと判断したものであります。

次に、ワクチン接種体制についてお答えします。

連日、国のワクチンの確保状況などが報道されているところでございますが、国のワクチン確保の遅れから接種スケジュールも流動的となっており、高齢者分も限られた量の配分が示されています。国で示す高齢者向けのクーポン券の送付も3月中旬から下旬へ変更となっており、2回分のクーポン券と予診票を同封して郵送する予定であります。

4月26日には本町にワクチン1箱、975人分が配送予定となっております。現時点では限られたワクチン量のため、高齢者施設入所者への接種を予定しております。

施設以外の65歳以上の接種は、その後に高齢者分の2回分のワクチン配送を完了させるようですので、遅くても1回目は5月頃、2回目は6月頃を予定しております。

接種証明書は、クーポン券に接種した年月日やワクチンメーカー等シールを貼る箇所がありますので、クーポン券を証明書として利用していただくこととなります。また、受付時には、本人確認のため運転免許証や保険証などを提示していただくこととなります。

接種に関し、能代市山本郡医師会との会議において、平日は個別接種、集団接種は土曜日、日曜日の併用という体制が予定されていることから、高齢者の場合、医療機関での個別接種が多くなると推察されます。

ワクチンが予定どおり配分され、集団接種において医師会から接種チームが2チーム派遣された場合、町民の8割方が接種すると見込んで、高齢者の2回接種には二、三か月要するものと想定しております。

なお、高齢者の集団接種においては、詳細が決まり次第、送迎バスの運行も検討してまいります。

基礎疾患をお持ちの方は予診票に記載する項目がありますが、事前にかかりつけ医とよく相談して接種を決めていただきたいと思いますと考えております。

副反応への対応として、接種後は看護師等を配置し、15分以上会場において経過観察し、接種後すぐ表れる可能性のある症状に備え、薬品等を準備いたします。

接種は住民基本台帳に登録されている方全てが対象となりますので、外国人の方も同様に接種でき、現在三種町に登録されている外国人の方は54人となっております。

ワクチン接種事業は国の一大事業であり、今後、高齢者から一般の方へ接種の予定となりますが、お勤めの方が接種しやすいように、広報みたねなどで事業主へ呼びかけてまいります。

最後に、緊急事態宣言が首都圏4都県は3月21日まで延長となりましたが、緊急事態宣言が解除された場合は、感染拡大地域との往來の自粛を求めているものが緩和されるものと思われまゝす。しかし、国内で変異型ウイルス

の感染が確認されていることから、町民の皆様には、新しい生活様式に基づいた感染防止対策をこれまでどおり続けていただくことをお願い申し上げます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

5番、児玉信長議員の再質問を許します。5番。

5番（児玉信長）

35名の感染者がおったということで、今回、正直に言うと、軽症並びに無症状の状況であったというふうに報道等で書かれておりましたので、重い症状にならなかったのが非常によかったなど、かように思っております。

そこで、当然、学校関係のほうなんですけれども、もちろん中学校の場合には、新聞によると学校でクラスターが発生したというふうなことも書かれておりました。どういう状況であったのか、当時のいきさつをお教えくださればというように思います。発生した段階ですね。学校自体がどういう状況になったのかというふうなことをお教えくださればと思います。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

臨時休校を含めまして、子供たちは冬休みということもございました。当初、一番最初発生したお子さんについては、まず学校の授業期間中でありましたが、その後に発生した方についてはおおむね冬休み中ということで、子供たちの混乱についてはそんなになかったと認識しております。

ただ、そういう状況があるということで、そういう、子供に不安がある場合を考えまして、公民館のほうにそういう不安のある方は相談に来てくださいということで相談室を、相談の窓口を設置したんですが、それを利用される児童生徒さんは1人もいらっしゃいませんでした。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

当然、中学校になりますと、新聞報道並びにいろいろな報道で、コロナウイルスというのはどういうものかということで、もう脳裏に刻まれていると思うんですね。

そこで、今、動揺がなかったというようなことですが、生徒はそうだったかもしれませんが、教職員のほうの対応というのはどうであったんですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

随時、学校のほうと連絡を取りながら、そういう濃厚接触があった場合の職員の休みの体制とか、そういうところを整備しながら、学校に来ないで自宅待機とか、そういうふうないろいろな措置を講じながら、冬休みの生活をしていただきました。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

時期的に、冬休みを繰り上げて冬休みに入ったわけなんですけれども。ただし、1年生、2年生ですけれども、3年生には感染がなかったわけなんですけれども。

そこで、やはり3年生、受験を抱えている中ではかなり動揺されたんではなかろうかなと思うんですけれども、その点は、先ほどの答弁だとそういうことはないようなんですけれども、どうなったんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

まず、それを踏まえまして、学校全体でPCR検査を受けていただき、その中でまず3年生は幸いにも感染している方、陽性の方がいらっしゃらなかったということで、その点については我々もほっとしたところでございます。受験も昨日、おとといですか、無事終わっておりますので、まずほっとしているところです。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

生徒たちがそういう状況だと非常に私も安心するわけなんですけれども。

そこでなんですけれども、冬休みに入った、でも、なおかつ冬休み明けても、1月14日からたしか学校が始まったと思うんですよね、それで、1月14日から多分感染された生徒さんがおったと思うんですけれども、そういった生徒さんの場合にはどういうふうになるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (後藤 誠)

お答えいたします。

冬休み期間中でも、そのご家族のほうで陽性が確認された方々が何人かいらっしゃいました。その関係の方々については、自宅待機2週間、濃厚接触者の、陽性があった自宅の方々とその家族の方々がいらっしゃった場合に、いろいろな、さらに2週間自宅待機という、そういうふうなものを設けまして、それに基づいて、子供たちがその期間を全うというんですか、その期間が過ぎた後に学校に登校させておりましたので、その辺では大分そういう濃厚接触者としてのそういうところを、何ていうんですかね、解除しながら学

校に来てもらっておりますので、その辺はまずそんなに問題はなかったのかなというふうに感じております。

議 長 (金子芳継)

5 番。

5 番 (児玉信長)

はい、分かりました。

それで、金岡保育園のほうが園児のPCR検査はなかったと思うんですけども、琴丘保育園は全部、先ほど、発熱外来ですか、でPCR検査したわけなんですけれども。どういうわけで、金岡保育園のほうは園児のPCR検査はなかったんですか。

議 長 (金子芳継)

5 番議員さん、特定の名前の保育園ということは控えてください。

5 番 (児玉信長)

え。

議 長 (金子芳継)

金岡保育園とか、特定の保育園の名前を控えてください。

5 番 (児玉信長)

はい、はい。

一つの保育園のほうの職員のPCR検査をしたと思うんですけども、園児のPCR検査をどうしてなされなかったのかなというふうに思うんですけども。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

対象の保育園の感染者に関しましては園児と接触する機会がないことと、あと陽性者、感染された方が休暇を取っていたことで、保健所の判断で行政検査にならなかったものと思われま。

議 長 (金子芳継)

5 番。

5 番 (児玉信長)

分かりました。いずれ、もう一つの保育園が年末年始かけてやはりPCR検査したということは、大変な状況であったということを聞いておりますので、今、職員だけで収まって非常によかったなど、かように思います。

先ほど、町長が町独自に公表した理由ということで答弁されておったわけなんですけれども、やはり当然のことだと私も思います。これだけ35名のやはり感染者が多かったという中で、じゃあ町の対応はと必ず後で問われますので、それをまず23日かけて、それから年末の行政無線のほうでも話されておりましたので、非常に印象としては、あ、なるほどなど、何としましてもまずこれをひとつ乗り越えなければというふうな形で、非常によかったなど私は

思っております。

それから、今度、前段のほうなんですけれども、今度中身に入っていきます。順不同になると思いますけれども、そこひとつよろしくお願いします。

全員協議会のときに資料を頂いたわけございまして、そのときには、接種券が、クーポン券が3月に来るというふうなことで、いろいろ担当課のほうでも段取りをしたと思うんですけれども、後手後手に、日に日に、国の、要するにファイザーのワクチンがなかなか入ってこないというふうなことで、いろいろ状況が変わってくるわけなんですけれども。

先ほどは、まず担当課のほうで、多分、先日の2月末の能代市山本医師会でいろいろご協議されたと思うんですけれども、おおよそ三種町に先ほどは1箱来るといようなお話でしたけれども、それは高齢者のほうにやると、それで、施設のほうに回すというふうなことでありますけれども。

高齢者の場合、大体、担当課としていつ頃予定をしておりますか。第1回目ですけれどもね、接種を。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

高齢者の分としましては、まず、いずれ、4月の26日の週に、全市町村に1箱配付するという国の予定がございました。それで、そのまず配付されるワクチン、また、それ以前に、19日の週に各県に10箱配付されることになってございます。その10箱分のうち1箱が三種町に配付予定というふうに、県のほうからつい先日示されましたので、高齢者施設を接種、順番にやっていっても、やはり5月の中旬ぐらいが集団接種の開始時期になるのではないかと見込んでございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

そうすると、1箱まず来るわけなんですけれども、4月の19日の週と言いましたね。これで、そうなると、個別施設のほうに行きますので、その担当医が、老健施設、いろいろな施設があると思うんですけれども、そういったところに全部こちらの町のほうが、どこどこの施設というようにできるんですか。それとも、能代市医師会が全部割り振りするんですか。どういうふうにするのでしょうか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えします。

先般の能代市山本郡医師会との協議の中で、高齢者施設に関しましても、施設の優先順位、いわゆる介護度の重いほうからの施設というふうに決定し

てございますので、そちらに関しては、今後、町内の施設に関して優先順位、施設の中でも優先順位からつけて始めることとなります。

ただ、その施設の嘱託医がサテライト型に登録されるということがあくまでも前提となります。

議 長 (金子芳継)
5番。

5番 (児玉信長)

そうすると、認定されている医師が取り扱うわけですので、そこで1箱このワクチン希釈すると、何人分のワクチンが接種できるんですか。

議 長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)
課長

お答えします。

1箱のワクチン量に関しましては、1つのバイアルから、いわゆる5回分とか6回分とか7回分と言われておりますが、まず5回分ということ想定し、975回分というふうになります。ただ、この1箱分がいわゆる2回接種分というふうに国からの配送予定でございますので、その半分の人数への接種というふうになる予定になってございます。

議 長 (金子芳継)
5番。

5番 (児玉信長)

そうすると、介護度4、5、そういった入所者の重症患者さんに接種するとなると、まず、三種町では十二分に第1回目の接種は可能ということになるのではないのでしょうか。

議 長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)
課長

施設の入所者数からいけば、まずその1箱、また26日の週の1箱で人数分は足りる予定になります。

ただ、国では高齢者施設の従事者も同時接種できるよというふうな取扱いの通知を受けてございますが、能代山本郡内での協議の中で、まず限られたワクチン量でございますので、まず施設の従業員に関しましては後でという取決めで統一してございます。

議 長 (金子芳継)
5番。

5番 (児玉信長)

重症患者4、5、介護度4、5のほかに、従事者、医療従事者、その施設の従事者には、今答弁されたんですけれども、それは後回しになるということですか。ということは、ワクチンはあれでしょう、熱に弱いから、何日間、5日間なら5日間ですか、希釈をして。それでした場合を考えていけ

ば、やはり介護度4、5のほかに、その施設の従事者に対しても接種することが可能ではなかろうかと思うんですけれども。

議 長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)
課長

お答えします。

今回配送になるワクチンに関しましては、あくまでも高齢者分ということでございますので、あくまでも高齢者施設の入所者、その後は一般の高齢者向けというふうに考えてございます。

議 長 (金子芳継)
5番。

5番 (児玉信長)
分かりました。

今度、じゃあ高齢者になりますね。高齢者は5月中旬、6月までに全部終えるということなんですけれども、2回分含めて6月中に終えるということなんですけれども。そのことは、先般の能代市山本郡の医師会の対策本部ではお話はどうだったのでしょうか。

議 長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)
課長

お答えいたします。

6月中に配送を終えるというのはあくまでも国の配送予定でございますので、能代市山本郡感染症部会で6月中に終えるというような話にはなってございません。

議 長 (金子芳継)
5番。

5番 (児玉信長)

では、まず今のところ4月からスタートされますけれども、担当課として、今後、接種クーポン券含め、いろいろな接種会場、それから個人接種、集団接種、それから個人接種ありますけれども、どういうふうな対応策で今練っているわけですか。お教えてください。ということは、まず、集団接種の場合、クーポン券が郵送されてきました。多分4月中に郵送すると思うんですけれども。そうすると、それを集団、琴丘なら琴丘体育館にまず行くとする、土、日。そういった場合に、あなた方の要するにチーム体制としてどういう体制でやっていくのか、ひとつ段取りをお教え願いたいと思います。

議 長 (金子芳継)
健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)
課長

お答えいたします。

あくまでもクーポン券を送付時に予診票を同封し、その中に接種について

の案内も同封する予定でございます。その接種の案内について、接種予約についても記載する予定になってございます。接種予約はあくまでもコールセンターを利用していただく予定を立ててございます。電話予約がまず第一でございますが、あと高齢者の施設に関しましては、施設のほうから名簿を提出していただいて、そこでの接種というふうな流れになるかと考えてございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

いや、集団接種は分かりました。コールセンター、いろいろ電話を置いて予約をしてもらおうと。それで、1日、輪番制ですので、琴丘、山本、それから八竜というふうにして、土、日。

それから、医師のチームの何人編成というのはまだ決まっていないんですか。これからなんでしょう。要するに、医師1人に看護師さん2人または薬剤師、それが2チームになるのか、3チームになるのか、集団接種の場合。そういったのはまだ本決まりにはなっていないんですか。もしなかったら、いつ頃それがということに予定されますか。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長

町としましては、集団接種に2チーム、いわゆる医師1名と、あと感染症部会では看護師3名が必要だというような話になってございますので、その2チームを町としましては集団接種に医師会のほうへ要請する予定としてございます。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

分かりました。

それで、じゃあ、私が個人接種したいと。65歳過ぎていますので、個人接種したいということで、かかりつけの診療所があるわけなんですけれども、そういった場合は、クーポン券はコールセンターに電話して、私は何々医院に行きますよというふうなことで、集団接種と個人接種が分かれるというふうな状況になるんですか。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長

お答えします。

個別接種に関しましては、あくまでもそのかかりつけ医の医療機関に予約するということになります。

議長（金子芳継）

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。

さあ、そこで、要するに基礎疾患のある方々が、それは個別接種に行ったほうが一番いいわけなんですけれども、もし集団接種に行った場合に、基礎疾患のある方はどういうふうに対応されるんですか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 答えします。

予診票に、過去にアナフィラキシー症状が表れたかどうかを記載する項目がございます。その部分を記載してもらって、それに基づいて医師が判断することになります。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

それは医師が判断するという事は、接種する前に、今2チームがあるんですけれども、接種する前に問診をするわけですか。それとも、もう本人がこれこれしかじかだということで書き留める欄があるというから、それを書いていくわけなんですか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 答えします。

予診票に基づいて医師が問診することになります。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。

それから、先ほど、本人確認は運転免許証等というような話であったから、集団接種の場合は、やっぱりその身分証明書は必ず持参していかなければならないというふうなこと、もう一度確認お願いします。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 答えします。

いわゆる受付時に運転免許証または保険証、そして接種券をお持ちいただくことになります。

議長 (金子芳継)

5番。

5 番 (児玉信長)

それから、交通手段は、当然それはいろいろ手助けしなければならないわけなんですけれども、大変な大仕事になるのではなかろうかなと思います。

土、日の集団接種の場合に2チームでやるわけなんですけれども、おおよそ30回ですか、1時間30回だか何かということで、その人数は1日どのくらいの接種人数を予定しておりますか。

そうすると、その旧琴丘、旧山本、旧八竜で何日、集団接種にもし6割、7割が来たとした場合に、どのくらいの日数で第1回目の接種が終わり、そして21日以降、3週間過ぎなんですから、それ以降にまた同じような集団接種をした場合になると、おおよそ終了するのが、2回目接種で終わるのがいつ頃になるというふうな予想されますか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

集団接種の場合、医師会との協議の中で、土曜日の半日であれば接種時間は2時間が限界だというようなお話もありました。日曜日だとすれば、午前午後2時間ずつということで4時間というふうに想定してございます。

仮に1週間、1時間30名を接種するとして、6時間土日の接種時間とすると、1週間で360名の接種にしかならないというのが現状でございます。また、それに4週間とすると、1か月まず1,400人くらいの接種ができるものと見込んでございます。

まず個別接種の状況にもよりますが、個別接種がある程度進むのであれば、この接種人数も想定される人数から減るものとは考えてございますけれども、まず3か月として4,320人というふうに見込んでございます。

議長 (金子芳継)

5番。

5 番 (児玉信長)

いや、8割の接種割合を計算しての答弁だと思うんですけれども。そうなんです。これだけやっぱり日数かからなきゃならないですか。

そうすると、かかりつけのやはり個人接種のほうに少しでも足を運んでもらうようなやり方というのが非常に大切になってくるのではなかろうかと思うんですけれども、どういうふうに捉えたらいいでしょうか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

まず、接種に関しましては、集団接種と個別接種併用でございますので、個別接種、まず、できる医療機関も接種券送付の案内に記載する予定となっておりますので、その辺を接種券と同時に高齢者または町民の皆様へお知

らせしていきたいと考えてございます。

議 長 (金子芳継)

5 番。

5 番 (児玉信長)

非常に大切だと思うんですね。みんな、ワクチンが来たというと、誰しも早くやはりワクチンの接種をしたいわけでしょう。だから、高齢者の場合、特にそれは必要だと思うし当然だと思うんですけども。今のよう形だとなかなか物事が進んでいかないかなというように私受け止めるんですけども。

もう少し町の方針を、やはりせつかくもう医師会でああいうふうにして、もう決定事項なんでしょう。この後また医師会がまた第3回目の話合いというのはないんでしょう。あれが決定事項、第2回で決定事項なんでしょう。そうすると、もう、あなたがたの、要するにここに、もう下に下ろされたんだから、下で下ろされたんだから、もう健康推進課並びにいろいろなワンチーム、職員の要するにワンチーム10人なら10人、それが各会場で20人なら20人のそういうスタッフの人が皆ざざっと、みんなそういう形に持って行って、やはりこれだったら、個別接種だったらこのくらいのことはできるのではなかろうか、集団接種だったらこのくらいではなかろうかというふうな、やはり仕方をしていかなければと私は非常に捉えるんですけども。どうなんでしょうか。

今、みんな早く、やはり物が来るという、そういう時期になると、今のようなことだったら大変だと私は思います。もっと機敏な動作で、動きで、動作と動き同じですけども、してやればいかなものかと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

能代市山本郡医師会において、いまだ個別接種に協力できる医療機関というのが把握できていないというのが現状でございます。なので、今後、能代市山本郡感染症対策委員会は、今後また開催予定になっているようでございますので、その辺の情報が入り次第、高齢者接種に向けて情報等、決まり次第、決定していきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

5 番さん、あと5分です。(「はい、分かりました」の声あり)

5 番。

5 番 (児玉信長)

やはり8割接種というのは、これ各市町村、おおよそ皆8割接種で計画を立てているんですか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

町としましては8割を見込んでおりますけれども、他町村どの程度の割合で見込んでいるかは、ちょっと把握はしてございません。ただ、先般、報道等を見ますと、住民等へのアンケートで7割以上の方が接種受けたいというようなアンケートの結果が出てございますので、まず8割というのは妥当な線かなというふうに考えてございます。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

分かりました。

先ほど壇上でも言ったんですけれども、やはり接種において各企業の社員並びに従業員の方々が、接種時間帯、もし個別接種の場合、どうしても勤務時間等休まなければならないというふうになると、これを有給扱いにして、有償のような扱いにしてもらえればというようなことで、私お願いするわけなんですけれども。これは商工会のほうにでもひとつ進言してもらおうような形でしたらいかがなものでしょうか。今8割が逆に85%になる可能性もないとは言えませんので、その点は、町長、いかがでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かにワクチンは皆さんに接種していただきたい事業でございますので、やはり受けやすい環境をつくるという意味では、議員ご提案のとおり、商工会、そういうところとも、事業所とも連携しながら、そういう取組にご協力をいただくようお願いしていきたいなど、このように思っております。

議 長 (金子芳継)

5番。

5番 (児玉信長)

それから、外国人なんですけれども、やはり各職場のほうにそれも、啓蒙運動というわけではないんですけれども、やはり接種すると、させるというような形で、それも働きかけをお願いしたいと思うんですけれども、その点もご答弁お願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 先ほど町長が答弁したとおり、外国人が働いている企業等は、商工会なり、そういうメディアとかも通じながら、接種しやすい環境づくりを、協力をお願いしたいと思います。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

超低温冷凍庫が入ってきたわけなんですけれども、これは、やはりこの後、稼働、いろいろ、まだ置いている状況だと思うんですけれども、やはりワクチンが入って初めて作動させるんですか。それを聞いて終わりたいと思います。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長

先般、ディープフリーザーが入ってきたわけですが、まだワクチンの配分にある程度余裕がございますので、その間、冷凍庫のまず電源を入れて、正常に作動するかどうかの確認もしたいと考えております。（「以上で終わります」の声あり）

議長（金子芳継）

5番、児玉信長議員の一般質問を終わります。

議場内換気のため10分ほど休憩いたします。3時40分開会です。

午後3時29分 休憩

午後3時39分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番、平賀真議員の発言を許します。2番、平賀真議員。

2番（平賀真）

それでは、私から、さきに通告しております2点について、町の考えをお伺いしたいと思います。

1点目でございます。上下水道の維持並びに整備計画は万全かお伺いいたします。

町内において給水量が不足し、節水の協力を依頼されている地域がありますが、抜本的対策は取られているのでしょうか。節水依頼地域で前年と比較し使用量が基本量以下となっている世帯はどれぐらいあるのか、お伺いいたします。

また、町内で布設されている上水道本管の老朽化の現状は把握されているのか。漏水状況も含め、点検、交換の計画をお伺いいたします。

また、公共下水道、農業集落排水への加入促進、合併処理浄化槽の設置促進を掲げているが、具体的な取組をお伺いいたします。水質保全のために生活排水、台所、風呂や洗面所等のみの接続を推進してはいかがでしょうか。

水質保全のための河川、上・中・下流がありますが、河川、並びに八郎潟残存湖の水質検査は行われているのかお伺いいたします。定期的を実施し、公表すべきではないかと考えております。

また、災害等で長期間にわたる停電が広範囲で発生した場合の上下水道への対策は取られているのかお伺いいたします。

2点目でございます。空き家解体行政代執行についてお伺いいたします。

近年、秋田県内でも台風や豪雪、爆弾低気圧等で家屋に被害が発生しております。当町でも1月の暴風雪により、家屋、農業施設に被害がありましたが、空き家の損傷はどの程度あったのかをお伺いいたします。

危険な空き家の所有者に解体等保全を呼びかけていると思いますが、現状はどうなのでしょう。今後、近隣住民から苦情が寄せられた場合、行政代執行を行うのか、町の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

2番、平賀 真議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、2番、平賀 真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、上下水道の維持、整備計画についてお答えいたします。

このたびの節水の協力依頼につきましては、この冬の気温低下により宅内の給水管が凍結し、漏水する事例が多発したためであり、関係地域の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。皆様からの節水のご協力により、宅内の漏水修理も進み、また、水量も改善されております。

このような状況に対応するため、現在の対策といたしましては、各給水地区を連絡管で接続し、水道水を融通できるような体制を進めております。今後も可能な限り区域間の接続を進め、緊急時に対応できるよう備えてまいります。

次に、節水依頼地域における使用量の比較でございますが、昨年、基本使用量を超えていた1, 196世帯のうち、約60世帯が基本使用量以下の使用量となっております。

次に、上水道本管の老朽化についてでございますが、水道管で主に使用されている塩化ビニール管は、減価償却費を算定する耐用年数では40年とされております。本町における水道管の経過年数は、布設後30年程度でありますので、現段階で更新工事を行う計画はございません。また、本管の漏水や施設の運転状況につきましては、遠隔監視により24時間確認でき、異常発生の際には即座に職員へ警報が届く体制を取っております。

次に、公共下水道、農業集落排水への加入促進、合併処理浄化槽の設置促進の具体的取組についてでございますが、広報及びホームページでの周知を図っております。また、下水道等の加入につきましてもホームページで水洗便所等改造資金融資あっせん・利子補給制度や、住宅リフォーム助成事業の

対象となることなどの周知を図っております。

議員ご提言の生活排水のみの接続につきましては、下水道法の規定により、供用開始から3年以内にトイレの水洗化が義務づけられておりますので、生活排水だけの接続については推進できないものと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、三種川及び八郎湖の水質検査についてでございますが、この件に関しましては県の管理となっており、管轄する八郎湖環境対策室において毎月水質検査が実施され、結果数値につきましては県のホームページで公表されておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、災害等で長期間、広範囲で停電が発生した場合の対策についてでございますが、自家発電装置の設置については有意義ではあるものの、高額な設備投資が必要となることや、長期間の停電に対しては燃料補給など困難も伴うこととなります。このため、町では、日本水道協会を通じ、県内の各市町村と災害に伴う相互応援計画を定め、応急給水、応急復旧などの応援活動を受けられるようになっておりますので、災害発生時には迅速に対応できるような体制づくりを図ってまいります。

続きまして、空き家解体行政代執行についてお答えいたします。

初めに、暴風雪による空き家損傷の件数についてでございますが、1月が14件、2月が11件で、屋根のトタン剥離や倉庫のシャッター破損、看板落下による車破損等となっております。

次に、空き家所有者への解体など保全の呼びかけについてでございますが、危険な空き家所有者に対しましては、第三者に対して危険を及ぼさないよう、建物の保全管理を依頼する通知を送付し、適正な管理をお願いしているところでありますが、解体等保全管理に応じてもらえていないのが現状であります。

次に、行政代執行を行うかについてであります。事務手順といたしましては、空き家所有者の実態調査を行い、助言または指導を行います。次に、必要な措置を講じない場合は勧告書、公表、命令書、戒告書、代執行命令書を送付し、最終的に空き家の解体を行うこととなります。

こうした書面には、異議申立てができるように法律に基づいた2か月程度の期間が必要であり、1年以上の長い期間を要しますし、所有者が解体する場合の費用面のほかに、抵当権などの債権者の問題をはじめ様々な課題を抱えている場合もございます。

さらに、町が最終的に行政代執行を行う場合、解体費を予算計上し、その後、所有者に全額請求することとなりますが、納付されない事態も懸念されるため、行政代執行につきましては慎重に検討すべきであり、現段階において代執行は厳しいものと考えております。

今後も、地域住民から危険な空き家に関して相談が寄せられると思っておりますが、当事者と話し合いながら粘り強く対応をしていかなければいけないものと考えております。

以上であります。

議長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀 真議員の再質問を許します。2番。

2番 (平賀 真)

それでは、1点目の上下水道関係の再質問を行います。

参考までに、公共下水道、農業集落排水の加入率ですね、加入ができるのに加入率はどれぐらいかお知らせください。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 答えいたします。

全体の加入率といたしましては71.2%となっております。個別に、下水道区域につきましては73.2%、農業集落排水地域につきましては58.2%となっております。

以上です。

議長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

農業集落排水が今58%ということですが、この農業集落排水事業というのは、その集落で工事を始める前に調査をして、言ってみれば、完成後は加入しますという判こいただいているはずなんですけど、実情をもう少し詳しく教えていただければと思います。

議長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 答えいたします。

事業開始に当たりまして、賛成される方の署名をいただいて、それが90%以上なければ事業着手できないということにはなっておりますけれども、実際、工事して加入するに当たりまして、高齢者の方が多いということもございまして、なかなか加入に踏み切れないという現状でございます。

議長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

それぞれご事情があるかと思いますが、常日頃、もし若い人方が戻ってきたとか、そういったところで接続のほう進めていただければと思います。

また、先ほどの中で、今回、防災無線等で各地区に節水を呼びかけられたところがありました。今聞いてみますと、1,196世帯の上水道のところ、60世帯ほどが少なくなったということでございます。

というのは、当然、水道の場合は基本使用料というのが決まっております

ので、それを超過した場合は超過料としてというか、になりますけれども、ただ、町で節水を呼びかけて、本来なら8立方メートル、10立方メートル使いたいところを我慢して、言ってみれば5立方メートルだったとか、そういった人方が、要は節水に協力したのに、基本料が、使う量の倍ぐらい払わなきゃいけないという事例が多分何件かあったかと思うんですが、それに対しての、こういった緊急事態で配慮とかはないものでしょうか。検討されたことありますか、そういうの。

議 長 (金子芳継)

上下水道課長。

上下水道 (近藤光明)

課長 以前、漏水とか発生いたしまして、濁りを取るために水道水を出しっ放しにしてくださいと、そういうお願いした事例がありまして、その場合は一律1立方ずつ減免した例がございます。

今回の場合は、各家庭の家族構成の増減とか、そういう条件で使用料の変化があったのもあるのではないかという推測がございますので、今回はまずそういう減免の対象にはしないということで結論づけました。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

やはり今後いろいろなパターンが出てくるかと思っておりますので、今回の件ももう少し精査をして、減免といたしましょうか、そういったことも今後の課題として検討していただければと思います。

それでは、2点目のほうの再質問を行いたいと思います。

空き家のほうですけれども、やはり近年のこういった台風とか低気圧等で、今回も空き家のほうにも被害が発生していることお聞きしましたけれども、やはり一番困るのは近隣の住民の方で、空き家の剝離とかありますけれども。新年度から予算が通ればですが、個人でやる場合は50万円、自治体でやる場合は70万円。20万円アップしたのもまた、解体に必ずるといいましょうか、それに少しきっかけになるかと思っておりますけれども。ただ、どうしても応じてくれないとか、最後は指導して云々ということになりますけれども。

一番怖いのは、これまで県内の町村でも、要は所有者云々、いろいろな事情で二ツ井のほうとか大館とか代執行している例が見られますけれども、仮に所有者が、今現在の空き家で完全にもう所有者が分からない空き家というのは存在していますか。所有者といたしましょうか、その権利を有する方。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えいたします。

町内には特定空家、危険な空家、約50軒ほどありますけれども、その

中でやっぱり所有者が分からない空き家は約3分の1、15軒ぐらいはあります。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

家というのは、一旦朽ち始めると、流れのごとくといいたいでしょうか、もう傷みがどんどんいって、こういった空き家が近隣と離れて、ほとんどその場で潰れても、見た目は悪くても危険がない場合はいいんですけれども。やはり隣接して、隣の家が何とか応急で安全やっているような場合も見受けられるかと思えますけれども。

一つの提案なんですけれども、やはりこういった所有者といいたいでしょうか、要は手紙の郵送先が不明な空き家に対して、危険度が、当然、同じ空き家で、危険空き家でも、その危険度というのがあると思えますけれども。そこで、行政代執行というのはなかなか大変で、全家屋を、言ってみれば更地にするんじゃなくて応急保全といいたいでしょうか、この後また台風が来たら完全にこれはもう屋根が持っていられるとか、隣の家を覆いかぶさるとか、そういったところが想定される場合、もし所有者が分かっているといいんですが、この50万円うちのうち10万円とか、そのかかった分は請求してもいいので、応急的にこの枠を使うような方向では、これも行政代執行になるかと思うんですけれども、そういうふうな柔軟な発想というのはできないものでしょうか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えいたします。

応急処置ということですが、応急処置の場合は、当然、行政でもなかなか業務とか消防車的なはしご車がないとできなくて、当然私たちは消防署と連携をしてやるわけですが、消防署と連携して応急処置した場合はあります。ただし、そのかかった費用に関しては請求できないことになっております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

消防署員がよく台風のと看屋根に昇ってビニールシート張っているのテレビでよく見かけますけれども、私が言いたいの、やはりもう完全に危険な空き家というふうな認定されていて、いずれ近隣に被害を及ぼす場合のそういった形で、制度的にこの50万円の用途について、一応、相手があれば請求はしてもいいんですけれども、その辺も今後検討してみてもいいと思うんですが、課長としてはどうですか。

議 長 (金子芳継)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えいたします。

あくまでもまず所有者に、まず私たちも当然通知を出して指導するわけですが、すけれども、なかなかそれには段階がありまして、その補助金を使ってまず解体するという事はなかなかできないと思っております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

やはり、近隣住民から、全て恐らく町のほうに要望が来ているかと思いません。そのこのところ、解体費用という形じゃなくて保全の、保全といいたほうがいいか、要は近隣住民の生命・財産を守るために、やはりこうなると、自治会といってもなかなか予算はないでしょうから、町当局で新たな項目で、こういったひとつ、緊急避難ではないですけれども、安全、言ってみれば町民の生命・財産を守るための何かしらの方策、今後、町長、考える気ありますか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

これまでも本当に危険で周囲に危険が及ぶ可能性がある場合は、町として対応させてきていただいております。今後そういう家屋が増える状況が想定もされておりますけれども、原則、やはり所有者、そういうところがしっかり管理するべきものであるのは大原則かと思えます。

ただ、やはり災害等、そういう危険が察知される場合は、町としてもしっかり指導し、協力していく。そういうところは今後必要な部分かと考えております。

議 長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

ひとつ、あくまで町民の生命・財産を守るために、緊急避難的な措置も柔軟に対応していただけるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議 長 (金子芳継)

2番、平賀 真議員の一般質問を終わります。

次に、3番、伊藤千作議員の発言を許します。3番、伊藤千作議員。

3番 (伊藤千作)

それでは、一般質問を行います。

第1として、高い国保税を引き下げることと、2022年度から子供の均等割減免が国の制度になりました。町として対象年齢を引き上げることに

いてであります。

国民健康保険税は、国民の4人に1人に及びます加入者が貧困化、高齢化する一方で、国が国保負担を抑制し続けてきたため、高騰が止まらなくなりました。その上、国保税にだけ、世帯人数が多いほど高くなる均等割があるため、中小企業の従業員らが加入する協会けんぽと比べ、家族が多いと2倍にも高くなってしまいます。

これに対し、厚労省は、国保財政の安定化を口実に、都道府県化を2018年度から実施、それと引換えにした3,400億円の財政支援や、住民運動を背景に、制度初年度は一部市町村が値下げしましたが、国は都道府県化を使って、市町村をさらなる値上げへと誘導しております。

市町村が独自の努力で国保税を引き下げてきた一般会計からの法定外繰入金計画的削減、廃止などを迫っております。財政危機の中には、繰入金の削減や国保税の取立て強化を競わせる保険者努力支援制度まであります。この誘導に乗って値上げする市町村が相次ぎました。全国知事会など地方団体は、国保税の引下げへさらなる公費投入を求めています。

これに対し、私は、全国知事会の要求に基づいて、1兆円の公費負担増の実施で、均等割などを廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げる政策を掲げております。年収380万円の4人世帯で全国平均約15万円引き下げることができるわけです。

それで質問です。

1つ目としては、当町も国保基金2億円を有効に活用し、国保税の引下げを行なったらどうでしょうか。

2つ目としましては、2022年度から子供の均等割の減免が国の制度として導入されることになりました。自治体などからの「均等割は少子化対策に逆行する」との指摘を認めた形です。未就学児の均等割の5割を公費で軽減するもので、負担割合は国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつで、地方負担はその後、交付税措置されます。22年度の1人当たりの軽減額は年間1万3,000円と試算されております。一歩前進なことは間違いありませんが、そのことで対象年齢の拡大を町として独自に考えていったらどうでしょうかというのが1つ目の質問です。

2つ目としましては、老後の安心、これ成年後見制度への取組についてであります。

高齢の夫の認知症が進み、介護施設に入ることになりました。入居金を下ろそうと妻が銀行へ行ったら、成年後見人がいないとできないと言われました。妻が夫の預貯金を下ろせないのは困りますが、判断能力が不十分な人たちの財産や生活を守るのが成年後見人制度であります。

成年後見人制度とは、認知症、知的障害などによって物事を判断する能力が十分でない人には、預貯金の払戻しや入院手続、介護サービスの契約ができないなどの様々な問題が起きます。そこで、家庭裁判所の監督の下、本人の権利を守り、契約などをサポートする援助者を選んで支援する制度であり

ます。本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが任意後見人を選び、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度であります。

三種町は、2020年に町成年後見支援センターを開設しております。社協が町からの委託を受けて運営しているようであります。社協では2016年度から法人後見の体制を整備し、後見を始めているようであります。

そこで質問であります。

1つ目は、成年後見人支援センターを開設しましたが、そこでどういう取組をしているのでしょうか。

2つ目としましては、市民後見人養成にどう取り組んでいるのでしょうか。

3つ目としましては、現状認識をどう考えて、その課題は何かと認識しているのか。それを解決していく具体的な計画は持っているのかどうか。

4つ目としましては、制度を利用する際に必要な経費を町として助成することを今後考えていたらどうでしょうか。

以上が壇上での質問であります。

議 長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

それでは、3番、伊藤千作議員のご質問にお答えします。

初めに、国保税に関するご質問にお答えします。

1点目の基金を活用した国保税の引下げについてでございますが、現在の国民健康保険税率は、平成29年度に税率の改正を行い、4年目となっております。

ここ数年の国保会計の財政状況を申し上げますと、税率改正後の平成29年度は単年度収支で6,700万円の黒字、平成30年度には400万円の黒字、令和元年度は2,000万円の赤字、また、今年度の単年度収支見込みでは6,500万円の赤字が見込まれる状況にあります。この要因といたしましては、国保の被保険者数の減少により保険税が減収となり、国保の都道府県化に伴う町から県への事業費納付金が現行の国保税で賄いきれていないことが挙げられます。

令和3年度予算においても、被保険者数の減少や新型コロナウイルスによる所得の減少等により保険税の減収が見込まれることから、財政調整基金3,000万円の取崩しにより事業費納付金の納付に充てる予定としております。

このように、既に現行の保険税率では財源不足が生じている状況であり、また、決算補填を理由とした一般会計からの繰入れは原則行わないこととされていることから、国保税率の引上げについては検討せざるを得ない状況となっておりますが、現段階では現行税率を維持し、被保険者の負担増となら

ないよう、基金の取崩しにより計画的な財政運営を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の子供の均等割減免における対象年齢の拡大についてでございますが、子供の均等割軽減につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度から導入される予定であり、未就学児を対象に均等割部分を全世帯一律に5割軽減し、所得制限を設けず、第1子から全ての子供が軽減対象となります。

これまでも、子供の均等割保険税を軽減するための支援制度につきましては、全国町村会を通じて国へ要望しておりましたので、今回の制度改正により、未就学児までではあります、子育て世帯の負担軽減につながり、大変喜ばしいものであります。

国が子供の均等割保険税の軽減を未就学児までとした背景には、医療費の一部負担割合が2割であることや、国庫負担減額措置の対象外であるなどの理由があるようですが、町独自の対象年齢の拡大につきましては、国がさらなる制度改正と財政支援の拡充により行うべきものと考えますので、今後も全国町村会を通じて国へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、成年後見制度への取組についてお答えいたします。

1点目の成年後見支援センターの取組についてでございますが、ご承知のとおり、町から社会福祉協議会に運営を委託する形で、昨年7月1日に三種町成年後見支援センターを開設し、成年後見の実務に精通した職員2名が、制度利用に関する相談や申立て手続についての支援、関係機関との連絡調整等の業務に当たっております。

昨年7月から今年2月末までの相談実績は28件で、内容は、認知症や障害を抱える家族の遺産相続手続や福祉サービスの利用契約のため成年後見制度の利用を検討している方からの相談や、自身や家族の将来に備えて制度の内容を教えてほしいといったものなど、様々な内容であります。

その他の取組といたしましては、後ほどご説明いたします市民後見人の養成や、ホームページ、チラシ等を活用した制度の普及啓発等を実施しているところであります。

今後は、成年後見制度による権利擁護を必要とする人を発見し、適切な支援につなげるための地域連携の仕組みづくりにも取り組む予定でございます。

2点目の市民後見人の養成についてでございますが、平成30年度に、社会福祉協議会が市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の養成に着手いたしました。

所定の課程を修了した方は10名で、このうち5名の方が、現在、社会福祉協議会の法人後見支援員として実務経験を積みながら、後見業務のスキルアップを図っているところであります。

市民後見人の養成は、今年度から成年後見支援センターにおいて担当しておりますが、これまでに養成した方が裁判所の選任を受けて実際に市民後見

人の活動を開始できるよう、家庭裁判所と選任方法等について協議を行っていくとともに、後見実務のサポート体制を構築していくこととしております。

3点目の現状認識と課題、その解決に向けた具体的な計画についてであります。少子高齢化や核家族化の進行に伴って、家庭の扶養機能が徐々に弱まり、日常生活の様々な局面で、家族の力を借りることができない人が増加するものと考えられ、今後、成年後見制度の利用が必要となる人も増加していくと予想されます。

しかし一方で、成年後見制度の仕組みが複雑で分かりにくく、制度を利用すべきかどうか一般の方には簡単には判断がつけられず、制度の利用につながっていない状況があり、利用促進を図る上での大きな課題となっております。

その解決のためには、まず、制度の周知啓発を図ることが重要であることから、相談支援の過程を通じて本人や家族などに必要な情報を分かりやすく提供されるよう、医療・福祉関係者等を対象とした研修会を実施することとしております。

また、町民に対しても、各種会合の機会などに情報提供を行っていくほか、成年後見制度をテーマにした学習会の開催等も検討してまいりたいと考えております。

4点目の成年後見制度を利用する際の経費の助成についてであります。町では、成年後見制度利用支援事業として、生活保護受給者など経済的な理由で制度の利用が困難であると認められる方を対象に、制度利用に要する経費の助成を実施しております。今年度におきましては、申立て費用の助成が1名、1万6,726円、また、後見人の報酬の助成が4名、総額8万6,000円を見込んでおります。

ご質問に対する答弁は以上であります。引き続き成年後見支援センターの機能や役割について周知に努めるとともに、センターを拠点として成年後見制度の利用促進を図りながら、認知症や障害などによって日常生活に困難が生じていても安心して生活が送れるよう、支援強化を図ってまいります。

以上でございます。

議長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番 (伊藤千作)

今、答弁もらいましたけれども、最初、国保税についてですけれども。

今、町長の答弁では、平成元年度は2,000万円の赤字、2年度が6,900万円の赤字と言いました。もう一回確認です。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

令和元年度はまず約2,000万円の単年度収支での赤字、令和2年度においては、いわゆる国保連の算定誤りがありましたので、そちらのほうを基金から繰り入れて、合わせて単年度での6,300万円の赤字というふうになってございます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

その国保連の繰越金、拠出金の誤りなどで、当初あれじゃないですか、1,864万円の赤字になったというのが、平成元年度、国民健康保険の決算時のあれでなかったんですか。何でそれが6,900万円で膨れ上がるんですか。これ何が原因なんですか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

令和元年度においては、国保連の算定誤りを、まず繰越金がございましたので、国保特会からまず返還することができました。ただ、令和2年度の決算見込みにおいて、2,135万円、こちらが国への国保連の算定誤りでの返還金となってございます。この国への返還金を基金からの繰入れで返還する予定となっております。それを合わせるとまず約6,500万円の決算見込みというふうになってございます。

まずこの基金の繰入れを除けば、単年度ではまず約4,000万円の赤字の見込みというふうになってございます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

今年度の決算見込みで2,000万円程度の黒字とかという、何か国保連合会の会議での結果が新聞報道されておったんですけれども、それを見ると、2,000万円程度の黒字だけれども、前年度からの6,328万円を繰り越しているんで、今言った単年度では4,400万円の赤字だというふうなことが報道されておりました。それで、これが、あれでしょう、今年度の決算の見込みとして計上されているんでしょう。4,400万円の、前年度から比べれば2,000万円、今年度の決算見込みは2,000万円の黒字だと、黒字。皆さんそう言っているんだよ、会議の中では、報告は。ただ、前年度が6,328万円の繰越しがあったので、差引きで4,400万円の赤字だと。単年度では2,000万円の黒字ということは間違いないでしょう。どうですか。

議 長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

前年度の繰越金が6,000万円ほどございますので、そちらを差し引くと4,000万円ほどの赤字というふうになります。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

だから、単年度収支では2,000万円の黒字になるのよ。繰越金って前年度の6,300万円で差し引けばそうなるけれども、単年度では2,000万円の黒字なのは間違いないというふうなことだろうと思うんです。

それで、今、基金どのくらいあるんですか。積み立てる国保の基金。前は、私の記憶ですと、積み足して2億5,000万円までいったのかな。2億5,000万円までいかなかったですか。2億円がたしか基金に積み立てている額だと思っているんですけども、現在の基金残高何ぼですか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 今年度の取崩し予定額を除けば2億弱ございます。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

そうすれば、あれでしょう。前に県のミスでいろいろ、町のミスとは全然関係ないんだけども、これが国へ返すようなお金を基金から出したんでしょ、あのときは。基金からその分を出してやったんでしょ。その額が何ぼでやったのかな、基金から出した額。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えします。

令和2年度で基金からの国への返還が2,135万円となっております。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

その部分を基金から出しても、いまだ、まだ約2億円の基金が残っているというふうなことなんだよね。

それで、町長、この2億円の基金を何に使うんですか、今後。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (田川政幸)

お答えをいたします。

国保会計の安定的な運営のために基金を積むということになっております。一般財源を補填できない状況の中で、やはり安定して運営していくための基金として必要なものと考えております。

議長（金子芳継）
3番。

3番（伊藤千作）

今回、国保税を据え置くつもりですか。値上げするつもりですか。まず、単純にそれを聞きます。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 まずもって、先ほどの答弁について訂正のほうをお願いいたします。

今年度、国への国保税の連合会の算定誤りで2, 135万円を返還することになりますので、現在、基金は約1億8, 000万円となる予定でございます。今年度末でのそういうふうになる予定になってございます。

また、国保税率に関しましては、今年度コロナ禍の影響により、所得の減少、それに被保険者の減少により、保険税収入が減少することが見込まれます。ただ、国保において基金がございますので、基金があるうちは現状を維持して、基金からの、3年度、やはり持ち出しを繰り入れながら、現状維持に努めていきたいと考えてございます。

議長（金子芳継）
3番。

3番（伊藤千作）

この間、じゃあ、今、町長の答弁ありました、国保税の引下げをやったのが29年度改正、これから4年目になっておりますというふうなことであったんだけど、この間一切値上げなしで据え置いてきましたか、国保税は。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

29年度に税率改正で税率を引き上げ、その後は据置きとなっております。

議長（金子芳継）
3番。

3番（伊藤千作）

そうすれば、今年度は皆さんどういうふうにするつもり。国保を上げるの、下げるの、据え置くの。どういうふうなつもりですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 それこそ所得の減少などにより保険税収入の減少が見込まれますので、まずこういうコロナ禍において保険税率を上げるという方向には向かないと思います。また、引き下げるまでは、どうしても基金の、今年度、基金を取り崩して3年度の国保会計の財政に充てるという予定をしておりますので、引下げまでの検討まではいかないというのが現状でございます。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

そうすれば、上げることはない、国保税ね。それで、据え置くということなんでしょうけれども、それに必要な基金からの持ち出しってどのくらいですか。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

3年度、3,000万円の基金からの取崩しを見込んでございますが、今後、やはり被保険者の減少が見込まれることから、保険税率については据え置いて、今後また基金からの当面は取崩しで国保税会計を運営していきたいと考えてございます。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

据え置いて、その埋め合わせに基金を使っていくということだろうと思うんですけども、それが今年度は3,000万ぐらいかな、分からないけれども、今後の計画によってでしょうけれども。それを使ったとしても1億5000万基金残るわけ。それで、ここで思い切って、何ぼでも引き下げるというふうなことになるれば、1億5,000万の基金をもうちょっと崩して国保税を引き下げるというふうな思い切った政策は、町長、考えられないですか。どうぞ、答弁。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

今年度もう既に3,000万取り崩す見込みもある以上、やはり基金を枯渇させるわけにはいかないのかなと思いますので、やはり先ほど健康推進課長が申しあげましたとおり、できる限り負担を求めない方向で検討していく代わりに、基金はしっかりバックアップとして持っているべきかと、このように思っております。

議長（金子芳継）

3番。

3番 (伊藤千作)

ここで「分かりました。引き下げます」と言えば、町長の株上げるのだけれどもね。分かりました、まず。

それで、子供の均等割の件ですけれども、未就学児の5割を公費で賄うと。国2分の1、それで町村が4分の1ですけれども、これ対象になる人数は何人で、町の負担はこれによってどのくらい必要ですか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

現在、令和2年の9月現在での未就学児の国保税の被保険者数でございますが、54人、27世帯となっております。また、影響額でございますが、合計で128万8,600円という試算になってございます。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

負担は軽減はなるのだけれども、町の負担としてはそんなに多い負担ではありません。それも交付税措置、後でされます。そういうことを踏まえた上で、私が提案している対象年齢を引き上げるというふうなことをぜひ考えてもらいたいんです。町の負担はそうそう、何というか、大幅な負担になるというわけでもないし、基金が1億8,000万、1億5,000万もある現状の中で、この対象年齢を引き上げるというのを町独自で考えていったらどうですか。今、小学校卒業までのやるといえば人数、あるいは中学校までは何人、高校生までは何人とちょっと出してくれませんか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 お答えいたします。

小学生までは122人、67世帯。中学生までに対象を広げた場合、159人、84世帯。高校生まで対象を広げた場合は、205人、118世帯となります。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

仮にこの小学校まで122人対象にこれ引き上げたら、町の負担どのくらいになりますか。

議長 (金子芳継)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 合計で300万ほどの試算になります。

議長 長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

町長、300万ぐらいだったら基金から出したらどう。基金の1億5,000万、1億8,000万あるんだから。対象を広げて、300万ぐらい町独自でやったらどうですか。ここで一声、はい、どうぞ。

議長 長（金子芳継）

町長。

町長 長（田川政幸）

確かに財政面ではクリアできる部分もあるかもしれませんが。ただ、やはりこの制度をしっかりと皆さんで共有していくためにも、町独自というよりも、やはり近隣市町村との歩調、そういうのも合わせながら取り組んでいかなければいけないのかなと思います。あまりお金だけの面ではないような気もいたしますので、その辺りはご理解いただければありがたいと思います。

議長 長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

あの、町長、そういう、駄目なんですって、横並び主義が。もう三種町が率先してこれを先頭切ってやるというところをやってほしいんですよ。そういう横並び主義はやめましょう。それで、三種町は、ほら、前から私言いたいんだけど、高校3年生まで医療費の無料化、率先してこれをやったのが三種町なんです、全県的にも物すごく早くやって、それが有名になってきているわけ。住宅リフォーム制度だって、これももうほとんど最初にやったのが三種町なんです、ほぼ、もう最初にやったのが。そういうふうに分陣を切ってきたのが三種町なんです。今なかなかそういうのいないんですよ、三種町がやっているというふうなこと。率先してやったという実績が上がっているのいないんです。この辺で、町長、三種町率先してやったという実績やったら、これやったらどうですか。きちんと、子供の均等割。町独自でここまで広げるというふうなことやったらどうですか。町長、ここで男気、男気って言ったら駄目だな。どうですか。

議長 長（金子芳継）

町長。

町長 長（田川政幸）

お答えをいたします。

大変激励をいただいてありがたいところではございますが、しっかりその辺りは慎重に判断させていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 長（金子芳継）

3番。

3 番 (伊藤千作)

基金を1億8,000万、今度、今、3,000万使ったとしても、1億5,000万あるんです。財政は潤沢にあるということはあるわけだから、何か政策的にさ、特長的なことをぜひ打ち出してもらいたいと思います。今年はまだあれだから、来年度だから、制度なるというのは来年度。来年度のスタート時まで、町長、ちょっと検討してみてください、検討。「検討してみる」ってしゃべってください。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

大変激励いただきありがとうございます。本当にしっかり慎重に検討してまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

3番。

3 番 (伊藤千作)

ぜひ前進的な検討をお願いします。それはまず、国保はそれで終わります。

そして、成年後見人制度ですけれども、今、この成年後見人制度に選ばれるのは、約65%が弁護士とか司法書士の方々で、あるいは社会福祉士などで、親族の皆さんがなるのは22%ぐらいだと言われております。

それで、制度の利用増加、今、認知症とかそういう方々がどんどん増えていく中で、この制度の必要性がますます重要性を帯びていくだろうと思うんですけれども、後見人不足がやっぱり大きな懸念、課題になっていくだろうというふうに思われます。

町長の答弁で、支援センターで今やられていることと、後見人の養成については10人が修了して、5人が今実際に取り組んでいるとかというふうな答弁であったように思うんですけれども、これを今後増やしていく準備とか対応とかって今考えていますか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長補佐。

福祉課長 (清水 真)

補佐 お答えいたします。

議 長 (金子芳継)

マイク使って。

福祉課長 (清水 真)

補佐 お答えいたします。

今後、拡大していく予定でございますけれども、まずは平成30年度に養成講座を受講いたしました10名の方のうちの5名、現在スキルアップを図っているところでございますけれども、この5名の方々が実際に裁判所から選任を受けて後見人として活動できるレベルまで、まず持っていくというのを

今最優先で取り組んでおります。それが一定の成果が見えたら、次にまた養成講座を開催いたしまして、人数の拡大を図ってまいりたいというふうに今のところは計画してございます。

議長（金子芳継）
3番。

3番（伊藤千作）

これ講座の中身はどういうふうなことをやっているのでしょうか。何か新聞報道などを見てみると、講座は計何か12日間とか日にちがあって、そういういろいろな、例えば認知症の高齢者などへの権利を守るとか、制度の基礎知識をちゃんと心構えとして押さえるとか、そういう事例を基にして実践などいろいろなノウハウを伝えて、活動をレポートしていくというふうなことなどが、考えてやられているようですけれども。今、具体的に何日間ですというふうなことをやって、そういう一人前というか独り立ちというか、そういうことができるのでしょうか。

議長（金子芳継）
福祉課長補佐。

福祉課長補佐（清水真）
お答えいたします。

養成講座でございますけれども、単位数が決まっております、全部で50時間でございます。日数的には12日間を要します。内容としましては、伊藤議員おっしゃってましたとおり、成年後見実務の基礎であったりとか、あるいは対人援助の方法であったり、裁判所の役割であったり、それから民法の基礎とか、そういった制度全般に関してのまず座学となっております。

議長（金子芳継）
3番。

3番（伊藤千作）

これ、国では、自治体に対して後見人の養成をするよというふうなことなどの通達というか、そういうふうなことなどに力入れているようです。県内では湯沢市とか横手市とかが以前から養成に取り組んできていて、三種町もその一つの行政区だと思えるんですけども。現在、三種町では何人これを利用されていて、今後、今後というか、潜在的にかなりこれ需要が大きいと言わなければならないと思うんですけども、これの潜在的な需要というのは、この三種町ではどのくらいの数になるのか。どういう予測を立てているのでしょうか。

議長（金子芳継）
福祉課長補佐。

福祉課長補佐（清水真）
お答えいたします。

まず、現在この成年後見制度を利用している人数から申し上げます。昨

年、令和2年の7月31日現在の裁判所の司法統計で見ますと、三種町の町民の方で成年後見制度を利用されている方が26名となっております。参考までに、その1年前の令和元年の数値が24名ですので、まず1年間で2名の増となっております。

それから、ニーズということで参考までに申し上げますと、成年後見制度ではないんですけれども、高齢等で判断能力に不安がある方などを対象にしまして、社会福祉協議会で福祉サービスの利用援助ですとか、あるいは日常的な金銭管理のサービスを実施しております。事業の名称は日常生活自立支援事業と申します。この利用者の推移を見ますと、平成30年度が23名、令和元年度が31名、令和2年度が41名ということで、年々10名ほど増加しております。この日常生活自立支援事業というのは、言わば成年後見制度の予備軍と言えるかと思いますが、そういった利用者が年々増加していることから見ましても、今後ニーズが増えていくんじゃないかなというふうに思っております。

それから潜在的なニーズということでございますけれども、仮に痴呆あるいは障害等で、身の回りの金銭管理ですとかサービスの利用継続ができない状態になったとしても、身近に支援をしてくれる家族がいれば、成年後見の制度というのは必要ないわけでございますが、なかなか、そういったことで、どれぐらい潜在的なニーズがあるかという、それを推しはかるような指標が立てにくいということもございまして、申し訳ございませんけれども、ちょっと把握できておりません。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

この、今、認知症がかなり全国的に多くなってきていることが背景になって、この間、朝日新聞に出ておりましたけれども、認知症などで預金が自ら引き出せなくなって、代わりに親族らが求めた際に銀行はどうするかというふうな、こうした対応に関して、非常に銀行が今求められていることということで、全国の銀行協会が新たな指針を出したというのが出ておったんですけれども。今、そこまでちょっと来ているんです。銀行もあと後見人でなければ駄目だとかと、そういうふうなことで拒否していつていられない状況に今なっているんです。

そういう新たな指針というか、そういうのを示したようなんですけれども、認知症の人の預金口座への対応ということで、預金者の認知能力が低下したときに、親族の皆さんは本人に代わって医療費や施設入居費を口座から下ろしたいと、こう思ってもできないわけよね。それで、銀行は何て言っているかという、そのときには成年後見人制度を使ってもらいたいと、ほしいと、こういうふうに銀行は言うわけ。ところが、そういうことで意見が非常に相違して、違っていつているわけでしょう。それで、親族は制度利用は費用がかかって、家族の資産を第三者に委ねたくないという思いもあるわけよ。そ

れで、家族はお金が下ろせず、銀行としょっちゅう大きなトラブルになるというふうなことがあって、全国の銀行協会どういうふうなことを考えたかという、成年後見制度を求める原則は変わらない一方で、限定的に親族の引き出しに応じることもあるというふうなことを打ち出したんだよね。その中身としては、認知判断能力の喪失を確認できること、そして本人との面談、診断書提出、あるいは担当医の聞き取りなどを、必要なことを行った上でというのが1つ目。2つ目としては、本人の利益に沿う支払いかどうかを確認するというふうなことで、医療費の明細などの証明書があるかどうかというふうな確認などをやった上で、今、全国の銀行協会が新たに指針を示しているというふうなところまで今来たようではすけれども。今まではもう銀行とのトラブルがしょっちゅうあって大変な状況であったのを、今、一歩前進する形で今やっているということのようです。

ですから、認知症とかそういうことが今全国的に進んでいって、この後見人制度というのは非常にこれから大事な制度になって、ますます大事な制度になっていくと思われま。

三種町としては率先してやってきているから、この部分は私大いに評価したいと思うんです。これを大いに活用して、今5人とか10人とかというその人方を20人、30人と広げていけるようにしてほしいと思うんです。担当課として決意表明をどうぞ。

議 長 (金子芳継)

伊藤議員さん、残り時間7分ですので。

福祉課長補佐。

福祉課長 (清水 真)

補佐 お答えいたします。

この成年後見制度の利用につきましては、今後、議員おっしゃるとおり、対象者は間違いなく増えていくだろうと思います。そういった状況の中で、この制度を利用することによって、財産が、例えば不当な契約を結ばされたりですとか、福祉サービスの利用ができなくて困る方、そういった方が1人でも少なくなるように、一生懸命制度の利用を図ってまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

いろいろ、この後見人制度もいいところばかりとは限らない。例えば問題点もあるんだよね。たまに皆さん耳にしたこともあるだろうけれども、成年後見人が財産を着服したとか、そういうふうなことあったでしょう。あったんですよ。そういうことなども考えられるわけですから、不正防止策等々もやっぱりきちっと考えていかないといけないし、併せて考えていかないといけないと思うんですけれども。しかし、これはやっぱり今後非常に大事な制度というふうになってくると思いますので、ますます必要度が上がってくる

と思いますので、大いに力を入れて、頑張っていってほしいということを訴えて終わります。

以上です。

議長（金子芳継）

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時57分 散会